



る兼業先というものを省令で定めるというふうに考へておるところでございます。

具体的に、どういうものが考へられるかというところでございます。

ただいま大臣が申し上げました中央会の役員というのが一つ考へられるわけでございます。それから、他の農協、連合会あるいは農協の子会社等

の非常勤の役員、こういうものが考へられるわけでございます。それから、農業委員でございますとか、農業会議の委員でございますとか、あるいは行政庁の審議会の委員でございますとか、農協系統の審議会の委員でございますとか、こういう非常勤的職務というものが考へられるわけでございまして、ただいまのところ、こういうような職務につきまして、省令で定めていきたいというふうに考へているところでございます。

今後、その具体的中身については、さらには詰めたいというふうに考へている次第でございます。

○平岡委員 今の御答弁を聞いてみると、審議会の委員とかいうのは、これはどこでどういうふうに禁止規定にかぶつてくるのか、ようわからぬものも入っておりましたけれども、まあいいであります。

それでは、法律案の質問に入ります前に、別のことありますけれども、この機会に御質問をさせていただきたいと思います。

その最も入っておりましたけれども、まあいいでありますけれども、この機会に御質問をさせていただきたいと思います。

そういうふうに思っています。

関しまして、外國でいろいろな病気がはやっているというようなことがあつたりして、お肉屋さんとかあるいは消費者の方々の中に、大丈夫なんだろかというような懸念を抱いておられる方がおられます。そういう意味で、農水省の対応あるいは厚生労働省の対応、これらについて、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

まず最初に、ことしの五月の中旬に、中国産と

いいますが、香港とマカオだったわけですけれども、その家禽類について、家禽ペストにかかるでございます。

非常に勤勉の役員、こういうものが考へられるわけでございます。

ただいま大臣が申し上げました中央会の役員というのが一つ考へられるわけでございます。それから、他の農協、連合会あるいは農協の子会社等

の非常勤の役員、こういうものが考へられるわけでございます。それから、農業委員でございますとか、農業会議の委員でございますとか、あるいは行政庁の審議会の委員でございますとか、農協系統の審議会の委員でございますとか、こういう非常勤的職務というものが考へられるわけでございまして、ただいまのところ、こういうような職務につきまして、省令で定めていきたいというふうに考へているところでございます。

今後、その具体的中身については、さらには詰めたいというふうに考へている次第でございます。

○平岡委員 今の御答弁を聞いてみると、審議会の委員とかいうのは、これはどこでどういうふうに禁止規定にかぶつてくるのか、ようわからぬものも入っておりましたけれども、まあいいであります。

それでは、法律案の質問に入ります前に、別のことありますけれども、この機会に御質問をさせていただきたいと思います。

そういうふうに思っています。

関しまして、外國でいろいろな病気がはやっているというようなことがあつたりして、お肉屋さんとかあるいは消費者の方々の中に、大丈夫なんだろかというような懸念を抱いておられる方がおられます。そういう意味で、農水省の対応あるいは厚生労働省の対応、これらについて、ちょっと確認をしたいというふうに思います。

まず最初に、ことしの五月の中旬に、中国産と

いすれにしましても、こういった水際の検疫と、それから各國の状況を十分にチェックしながら、適切な対応をしていきたいというふうに考へるところでございます。

○平岡委員 今の説明は非常に概略だったのですが、もうちょっと聞きたいと思うんです。

韓国当局が検査をして全面禁止措置をとったのはいつで、その情報を我が国政府として入手したのはいつになるのでしょうか。

○小林政府参考人 韓国の方からそういうふうに情報が入ってきたのは、この六月八日よりも少し前でございました。私どもは、すぐに把握して、それで六月七日にそいつた対応を決めて、八日から停止するという措置を打ち出したという状況でございました。

○平岡委員 私が事前にちょっとレクを受けたときには、六月五日にこの情報を入手したというお話でした。向こうから情報なり、それへの対応につきましては、まさにおくれることなく対応しているということをやつてあるところでございます。

○平岡委員 私が事前にちょっとレクを受けたときには、六月五日にこの情報を入手したというお話をあつたんです。ということは、韓国が全面輸入禁止措置をとったのはそれよりも以前というふうに思つたんです。しかしながら、我が国が

それから船積みするものにつきまして一時停止しますよ

そのときに、三月の二十四日ですが、ヨーロッパ全域に口蹄疫の関係で牛肉を一時輸入停止する、これも清浄性チェックのためにやつたというよう

なことがあります。

そういう意味で、私ども、そういうふうにチェックの対応につきましては、まさにおくれることなく対応しているということをやつてあるところでございます。

○平岡委員 私が事前にちょっとレクを受けたときには、六月五日にこの情報を入手したというお話をあつたんです。ということは、韓国が全面輸入禁止措置をとったのはそれよりも以前というふうに思つたんです。しかしながら、我が国が

それから船積みするものにつきまして一時停止しますよ

そのときに、三月の二十四日ですが、ヨーロッパ全域に口蹄疫の関係で牛肉を一時輸入停止する、これも清浄性チェックのためにやつたというよう

なことがあります。

そういう意味で、私ども、そういうふうにチェックの対応につきましては、まさにおくれることなく対応しているということをやつてあるところでございます。

○平岡委員 この問題については、どれだけ国民の健康に影響を与えるか、あるいは国民が食用にすべき鳥に影響を与えるのかというような観点から、今お伺いしたら、船積みする業者の関係といふふうのをかなり意識して発言があつたように思つますけれども、やはり、国民の健康あるいは健康な家畜を育成する、そういう意味からいつつても、もう少し健康面に留意した対応をとつていただきたいというふうに思つわけであります。

そこでもう一つ、最近よく出ているのが、ヨーロッパで狂牛病が流行しているというようなことで、昨年からことしにかけていろいろな動きがあつたわけであります。

をとつていいんですか。

○小林政府参考人 まず、韓国からそういうふうに通報があつたことを踏まえまして、韓国の方ではどういった検査でチェックしていただかというような

ことを、私ども自身もまた韓国当局の方に問い合わせをしたりして確認している、そういうふうに

チェックのあれがあります。

それから、いすれにしましても、これは先ほど申しましたように、我が国として、中国の国内でその事実が発生したとかそういうことをきちんと把握しているわけじやございませんので、今回の措置は、あくまでも中国の国内の清浄性をチェックするために一たんとめようじゃないかと

わせをしたりして確認している、そういうふうに

チェックのあります。

今まで似た例で申し上げますと、口蹄疫の關係でヨーロッパの方で連続して起きてきました。

そのときに、三月の二十四日ですが、ヨーロッパ全域に口蹄疫の関係で牛肉を一時輸入停止する、これも清浄性チェックのためにやつたというよう

なことがあります。

そういう意味で、私ども、そういうふうにチェックの対応につきましては、まさにおくれることなく対応しているということをやつてあるところでございます。

○平岡委員 私が事前にちょっとレクを受けたときには、六月五日にこの情報を入手したというお話をあつたんです。ということは、韓国が全面輸入禁止措置をとつたのはそれよりも以前といふふうに思つたんです。しかしながら、我が国が

それから船積みするものにつきまして一時停止しますよ

そのときに、三月の二十四日ですが、ヨーロッパ全域に口蹄疫の関係で牛肉を一時輸入停止する、これも清浄性チェックのためにやつたというよう

なことがあります。

そういう意味で、私ども、そういうふうにチェックの対応につきましては、まさにおくれることなく対応しているということをやつてあるところでございます。

○平岡委員 この問題については、どれだけ国民の健康に影響を与えるか、あるいは国民が食用にすべき鳥に影響を与えるのかというような観点から、今お伺いしたら、船積みする業者の関係といふふうのをかなり意識して発言があつたように思つますけれども、やはり、国民の健康あるいは健康な家畜を育成する、そういう意味からいつつても、もう少し健康面に留意した対応をとつていただきたい

ことにしております。

この趣旨でございますけれども、具体的に、中國の方で発生したという情報なり事実はまだはつきり得られておりませんので、したがいまして、中國にこれは入つてきているということになると思

うんです。

どうして、韓国が輸入停止措置を講じた日以降

に中國で船積みされたものについて輸入停止措置

ことしの六月に入つても、チエコで狂牛病が発生したというような発表が六月の八日になされておりまし、それから、これは確認されていないようありますけれども、香港で狂牛病を原因とする病気につかた人が発生したというような報道がなされておつたり、いろいろ国民の皆さんが心配するような事態が起つておるわけあります。

これらの狂牛病に関する問題について、牛肉の輸入についての停止措置といいますか、それぞれの対応措置というものは適時適切に行われているのかどうか、そこを説明していただきたいと思います。

○小林政府参考人 狂牛病の関係でございます。一九八六年ですか、イギリスで発生しまして、それ以降、我が国といたしましても、そういう出生した国につきましては直ちに輸入停止をすることやつてきております。

あわせまして、昨年また狂牛病に対するいろいろな懸念が出てきたものですから、昨年末に専門家の皆さんの御意見も伺いまして、ことしの一月一日からは、BSEの発生がどうも拡大状況にあるというEU諸国、これは必ずしもEUの中で発生していない国も含めて、さらにスイス、リヒテンシュタイン等も含めて牛肉等の輸入停止の措置を講じたということがございます。

また、あわせまして、我が国内なども、サーベイルランスといいますか、そういう体制の強化もしてござります。

一般、チエコでもその発生が見られたということございます。チエコは口蹄疫等の関係もございまして、これまで牛肉なんかにつきましては輸入停止をやつておるところでござりますけれども、改めて肉骨粉等を含めた輸入停止をしたといふことです。

いずれにしましても、今先生御指摘ございまし

たように、いろいろな情報なり発生状況を見ながら、とにかく適時適切な対応をしていくということで引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○平岡委員

今までのは、どちらかというと家畜伝染病の予防というような視点からの規制といいますか、いろいろな措置ということで農水省さんにお聞きしたわけありますけれども、翻つて考えると、特に心配しているのは、そうしたお肉を売ることになる食肉店あるいはそれを食用に供することとなる消費者、これらの方々がやはりいろいろ心配しているということでもあります。

そういう観点に立つて考えますと、厚生労働省の方に、今国民の皆さんを持つておられる不安に対し、一体どのように考えておられるか、そしてどのような対応をとつておられるか、その辺について御説明願いたいと思います。

○尾崎政府参考人 第一点の家禽ベストの関係の対応について御説明申し上げますが、これにつきましては、今回のケースにつきましては、食品を介してはもちろんでございますが、人への感染というのは今回報告をされておらないということです。国際機関においても同様な認識をされておるわけでござります。

そういう中で、先ほど御質問と御答弁がありましたように、農林水産省の方で家畜伝染病予防法に基づいた対応がとられているというところでございまして、現在のところ、食品衛生を含めました公衆衛生上の問題というものは私どもはない

というふうに考えておるところでござります。ただ、現地の状況につきまして、WHOが調査に行くという話も聞いておりますし、そういうふうに適切な対応をとりたいというふうに考えておるところでござります。

○武部国務大臣 農林水産省としては、中国産禽肉及び欧州産牛肉の輸入停止等の措置を適時適切に実施してきた、かよう自負しております。

今後のことにつきましては、中國産家禽肉について、既に専門家を派遣いたしまして、

六年以降、狂牛病の発生状況を踏まえまして、あるいは科学的な知見の進展を踏まえ、関係国から

確実なものとするために、法に基づきました牛肉等の輸入禁止措置を講じたところでございます。

○平岡委員

現在、対象国は、直近チエコのお話をございました中で、本年二月十五日から、食品衛生法上の措置をいたしまして、我が國への輸入防止策をより確実なものとするために、法に基づきました牛肉等の輸入禁止措置を講じたところでございます。

○尾崎政府参考人

こういった状況で、狂牛病にかかる牛の肉等が国内に流通することはないというふうに考えておりますが、今後とも、最新の科学的知見なり国際的な情報の収集に努めて、食品の安全確保につつておるところでござります。

○平岡委員 私が事前にいろいろお聞きしたところでは、どうも厚生労働省の対応といふのは、ちょっと違ひんじないかなという感じがいたしました。農水省の方は比較的早目早目に手を打つておる。

これはいろいろな、何を守るべきかというところの法益の違いなのかもしれません。そういう意味では、農水省の役割というのは、こうした食用肉あるいは食用鳥肉の関係については非常に大きな役割を果たしていると思うんですけども、大臣に、これらの問題についてこれからどのように考えていかれるか、やはり最終的には国民の健康につながる話でありますけれども、農水省にかかる行政としても非常に大切な問題だらうと思ひます。そういう意味で、大臣の所見をお伺いした

ところになります。

ただ、現地の状況につきまして、WHOが調査に行くという話も聞いておりますし、そういうふうに適切な対応をとりたいというふうに考えておるところでござります。

○武部国務大臣 農林水産省としては、中国産禽肉及び欧州産牛肉の輸入停止等の措置を適時適切に実施してきた、かよう自負しております。

今後のことにつきましては、中國産家禽肉について、既に専門家を派遣いたしまして、

調査団の派遣について事前打ち合わせを行つたところであります。現在、その具体的な日程等について中国側と調整しているところでございます。

今後、調査団が実施する現地調査等によりまして中国での鳥インフルエンザの発生がないことが確定されれば、家禽肉等の輸入一時停止を解除することになる、かよう存じます。

○尾崎政府参考人

歐州産牛肉につきましては、引き続きEU諸国等における口蹄疫やBSEの発生状況等に関する情報収集を行うとともに、動物検疫の的確な実施に努め、口蹄疫やBSEの輸入防止に万全を期してまいりたいと存じます。

○平岡委員

大臣の決意を踏まえて、農水省の各担当者もしっかりとやつていただきたいというふうに思います。厚生労働省さんもしっかりとやつていただければと、うふうに思います。

そこで、今度は法案の関係についてちょっと質問させていただきたいと思います。まず不良債権処理、そして破綻防止、破綻処理の問題についてお伺いしたいと思うのです。

せんだけての参議院での答弁の中にも、経営困難農協を平成十四年四月までに解消することを決定して、積極的に取り組んでいるというような答弁がちょっとありました。ことしの二月に、平成十四年四月までに經營困難な農協を解消する

いうことを決定したようありますけれども、その後四月の六日に、政府と与党は緊急経済対策ということで打ち出しておられるわけあります。

その中にも、不良債権の処理を早急に行つていくというふうな方針が示されているわけであります。

今、この緊急経済対策における不良債権処理と、それから先ほどのペイオフ解禁を控えて急いでいるというこの政策と、どういう関係にあるんでしょうか。農水省は、緊急経済対策の中でのどうふうに不良債権処理について考えておられるのか、お伺いします。

○須賀田政府参考人 緊急経済対策におきます不良債権の処理の問題でござります。不良債権の処

理というのは、一つは金融機関の収益性を高めるということと、それから貸出先の企業の収益分野がはつきりますので、そこへの投資マインドを高めることによって我が国経済社会の活性化を図る、こういうねらいだというふうに私どもも認識しております。農協系統も我が国金融システムの中では少なからぬ位置づけを占めておりますので、この不良債権の処理、具体的には不良債権のオーバーランス化等でござりますけれども、これに他の金融機関と同様に対応していく必要があるというふうに認識をしております。

一方、既に農協系統としては、ただいま先生申されましたように、ペイオフ解禁を控えまして農協系統独自の考え方で不良債権の抜本的な処理と協系統独自の考え方で不良債権の抜本的な処理と、経営困難な農協を来年の四月までには解消するんだということにしておるわけでございまして、経営困難な農協を来年の四月までには解消するんだということで積極的に取り組んでいるところでございます。

こういうことを考えますと、緊急経済対策による不良債権の処理というのは、農協系統が取り組んでおります不良債権の処理にプラスの影響を与えるのではないか、ほかの金融機関との関係等も考慮をすれば、プラスの影響を与えるのではないかというふうに認識しているところでございます。

○平岡委員 民主党も、経済対策という観点からは不良債権処理を早急に行うべきであるという主張をしておりまして、今のお話でいきますと、来年のペイオフ解禁を控えて今問題農協を解消していく、そういう中で不良債権処理についても急いでいく、その方針については私もそういう方向でいかなければいけないんじやないかというふうには思うのです。

ただ逆に、この不良債権処理ということをやっていますと、特に問題農協と言われているところに対しては、かなり大きな影響を与えるのではないかというふうにも思うわけありますけれども、こうした影響についてほどの程度のものを予測しておられますか。そして、その予測に対しても、この不良債権処理についてほどの程度のものを予測しておられますか。そして、その予測に対しても、

どのような対処を考えておられますか。それを御答弁願います。

○須賀田政府参考人 本日あたりの新聞報道によりますと、同じ貸出企業に対する債権を整理回収機構に信託して処理するんだというようなことが報道されておりましたけれども、私どもは、本来の方針といったしまして、農協系統の不良債権の処理ということにつきましては、まず、農協系統の不良債権の買い取り、回収を行つて専門的に行います系

統サービス、系統債権管理回収機関、これを四月に設立いたしまして、八月から営業を開始することにしております。これによつて、不良債権の買い取り、回収を行つていく体制を整えたわけですが、そして、支援体制、経営困難となつてゐる農協の処理に関する系統支援の体制でございますけれども、これは従来、全国相互援助制度、いわゆる相援制度で、地元負担が三分の二あれば全国的に支援をしていくこうというような基準になつておったわけですが、これでござりますけれども、この発動基準を緩和して、地元負担が三分の二でなくても二分の一でもいい、あるいは二分の一未満でも、県内の信用事業再構築を前提に体力に応じた負担でもいいというふうな地元負担の弾力化をやつっていく。それから、貯金保険機構についても資金援助を積極的に行う。こういう体制で、不良債権の処理といふものを行つこととしているわけでござります。

そして、こうした不良債権処理を進めていきますれば、それまで十分な貸倒引当金も積んでいないかった農協等におきまして、欠損金が生じたり、また自己資本比率が4%を割りたりすることがあり得るのではないかというふうに考えておりまます。その額というのは、現在農協の決算総会等が行われておりますから、具体的にどれだけ処理額が必要のかというのはこれから確定されるわけでございまして、現在その額を推定することはできないわけですが、現在貯金保険機構に約二千億、正確には九百八十六億円の責任準備金がございます。それから、それのほかに、従来のように農協系統金融機関内で多大な資

助制度で全国ベースで現在三百五十億円ございます。これをあと百五十億円積み増して五百億円にする予定でございます。こういう準備資金の範囲内で処理をしたいというのが、系統の考え方でございます。

○平岡委員 不良債権処理については、経営困難な農協を解消していく、あるいは緊急経済対策の中で取り組んでいくという方針が示されているにもかかわらず、その処理をすることの影響がどの程度あって、それに対し十分な措置が講じられているか、十分な準備があるかということがはつきりしないというのは、全く私としては、政策を遂行していく立場にある者として無責任きわまりないよう気がするのですがれども、大臣、いかがですか。

○武部国務大臣 農協系統金融機関は、一般金融機関に比べて賃貸率が低かつたことなどから、結果的に不良債権による傷はそれほど大きくなかった面がございます。全体として見れば、これまでのところ、それなりに安定した事業運営を行つてきただけではないか、かような認識でございます。

しかしながら、都市銀行の再編、他業態からの新規参入、IT革命の進行、ペイオフ解禁の接近といった金融情勢の劇的変化のもとで、今後十分な競争力を確保していくだけの体制が整備されていよいのがたい状況にあるとも考えておりまます。各農協、各信連、農林中金がそれぞれ独立して金融業務を行つてゐるという色彩が強い現状を、農林系統金融機関全体としての総合力が十分に発揮されていない現状を何とか解消していくかなきやならぬ。

そして、破綻の未然防止につきましても、各農協、各信連それぞれの経営努力に依存しているだけでありまして、能力を超えて体制が整わないまま資金運用を行つた結果、多額の欠損金を抱えたり破綻したりするケースが依然として見られるのがありますけれども、現在貯金保険機構に約二千億、正確には九百八十六億円の責任準備金がございます。それから、それのほかに、従来のように農協系統金融機関内で多大な資

金援助を続けていけば、農協系統金融機関全体としての体力も信用力も低下してしまうおそれがあることはそのとおりでございます。

こうした激変する金融情勢下で農協系統金融機関が今後とも他の金融機関と対等に競争していくためには、全農協系統金融機関の総合力を最大限に発揮していくことが必要である。そのためには、新たな農協金融システムを早急に構築していくことが必要であり、このため、今回の法案を提出したものです。

○平岡委員 今回の法律改正についていろいろ説明していただいたわけでありますけれども、私が質問している趣旨は、やはり今やろうとしている

政策、不良債権処理、問題農協の解消、このためには十分な資金的な確保ができるのか、これが制度をこういうふうにしていくからこれで安全ですというような話にどれだけの影響が生じるか、その影響に対しても本当に十分な資金的な確保ができるのか、このういう問題であつて、これから制度をこういうふうにしていくからこれで安全ですというような話じゃなくて、今この問題について来年の四月までにやろうとしていることについて本当に対応できるのか、それを今聞いています。

どうですか、来年の四月までにこの不良債権の処理、そして問題農協の解消、これに対して十分な対応ができるでありますか。どれだけの影響があつて、どういう対応をするのか、それを答えてください。

○武部国務大臣 正確を期すために答弁を読み上げさせていただきます。

不良債権の処理に当たっては、他の金融機関に

見劣りすれば時金者の信頼を損なうことになる」とも留意する必要があります。行政と系統が連絡を密にして、銀行等に劣後することなく不良債権を処理する必要があると考えております。

こうした不良債権処理を進めていけば、それまで十分な貸倒引当金を積んでいなかつた農協等において、欠損金が生じたり自己資本比率が四%を割つたりすることもあり得る。十一事業年度末で自己資本比率四%未満の農協は二十七ヶ所であったが、各農協の決算総会の結果を見ないと確たることはわからないものの、不良債権処理を強力に進めてきた結果、この数が増加する可能性も十分あるものと考えております。

その要処理額については、まだ確たることは言えないものの、現在の貯金保険機構の責任準備金や相互援助制度で賄える範囲内のものではないか、かようには考えております。

○平岡委員 現在の予測では賄えるということですありますので、それを信じるしかほかに道はないのかもしれません。ただ、緊急経済対策あるいは問題農協の解消という政策をとつていくに当たつては、それに対応するいろいろな準備ができるいるのかということをやはり政策当局としては検証していくいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、ちょっとと視点が変わるんですけれども、今回の法改正でかなり、農中にも經營管理委員会ができたり、そこでいろいろな自主ルールをつくるとかいうようなことがあるようです。そして、改正のまた一つには指定支援法人といふようなものもできたりするようあります。今までのいろいろな破綻防止あるいは破綻処理についても、監督官庁であり、かつ公的な資金援助をしきた県とか貯金保険機構、あるいは相互援助制度、そして今回できる指定支援法人、そして農仕組みができて、こうした破綻防止、破綻処理の問題について一体だれがどのような責任を持つて

そこで、私の印象を解消していただくために、遂行していくのかといふことが非常にわかりにくくない制度になつてしまつたというのが私の率直な印象であります。

大臣の頭の中でこれから破綻防止、破綻処理といふのはこんなのですよといふのをわかりやすくちょっととまず言つていただきたい、後、詳しい話はまた局長さんからでも聞かせていただければいいのですけれども、大臣の頭の中でこういうものですよといふうにちょっとと私に説明してもらえないませんでしようか。

○須賀田政府参考人 今回の法律改正におきまして、農林中金が問題農協早期発見のための基本方針、自主ルールといふものを定めることにしておるわけでございます。

その自主ルールでどういふことを定めるかということでございまして、まず一つは、この基本方針、自主ルールの基本的な考え方を定めます。それで、資金運用を能力と体力を超えて行うことのないようにするということを一つにし、かつ、経営上問題を抱えているJAでございますとか信連でございますとかを早い段階で発見し、経営改善とか組織統合とかをする、そういう基準をつくる。この二点について、基本的にこの自主ルールのねらいとしたいといふうに考えておりまます。

そして、その具体的ルールの中身でござります。主要なところを申し上げますと、まず、JAに経営状況の報告義務というものを課するといふことでございまして、毎事業年度終了後、いつまつまでにこういうものの報告書等でござります。それについての補足といふことで、いろいろな、例えば全中が監査等をしておりますので、その補足の調査も求めるということで、経営状況をまず把握するということが第一点でございます。

それから、先ほど申し上げました資金運用制限のルール。体力と能力といいましても、業務執行体制でございますとか貸し出しの審査体制でございますとか自己資本比率だとか賃貸率でござ

それから次に、経営改善ルールということですとか、そういうようなものに応じた資金運用範囲を制限していきたいということで資金運用制限ルールを定めたいということでございます。

そこで、自己資本比率、不良債権比率、経営体制等一定の基準を設けまして、これをクリアできなかつた場合に、資本増強等の経営改善、資本増強、そういうものをするか、それからさらには一歩進んで事業譲渡、あるいはこれにかわる合併、こういうものをするか、そういう経営改善ルールを定めたいというふうに考えております。そして、これのルールを定めまして、後は実行ということになるわけでございます。

まず、破綻が避けられない、破綻処理をせざるを得ないというような場合に事業譲渡ということを系統はやるわけでございますけれども、破綻処理における事業譲渡は、基本的にはまず農協の自助努力、それから地元負担ということを行いまして、それでも不足する場合に時保機構がペイオフコストの範囲内で負担をする。それから、農中の指導を受けた事業譲渡するという場合には指定支援法人も支援する。破綻処理の場合はそういう体制で臨むということでございます。

それから、破綻の未然防止の場合でございますけれども、これは農中の指導で経営改善等を行うことになるわけでございます。この場合は、当該組合がまずは最大限自助努力をして、これに對して指定支援法人が支援をするという仕組みで臨みたいということです。これは破綻でございませんので、こういう場合には時保の発動はなないということとなるうかと思うわけでございます。

○平岡委員 全然イメージが確定しないんですけれども、大臣、これから破綻防止、破綻処理といふのはこういうイメージなんだというのをちょっと一言、一言じや足りないかもしませんけれども、大臣の頭で整理されたところをちょっと御説明願います。

○武部国務大臣 先ほど詳しく申し上げましたけ

れども、金融機関の大競争へイオフ解禁など金融情勢の変化の中で十分な競争力を確保していくような体制をどうつくっていくか。このためには、JAグループの総合力を結集して、農協系統が一つの金融機関として機能するような新たな農協金融システムを構築する、こういうことでございまして、問題農協ができるだけ早く発見して、必要な場合には上部団体への事業譲渡を行わせることとしているわけでございます。そういうことが今回の法案の趣旨でございます。

○平岡委員 この問題、余りやつても仕方ないのかかもしれません。ただ、私もかつて金融関係をやったことがあるので感想として言うんですけども、系統金融機関については、こういった破綻防止、破綻処理の関係について言うと、余りにも非公式のことが多過ぎる。

つまり、きちっと制度のできた枠組みの中で物事がされているんじゃないなくて、どうもそういうところじゃないところでいろいろな話が進んで、えいやでやつちやう。そのときに、いろいろな手段があつて、今回はこれを使おう、今回はこれを使おうというような、使う手段も非常に恣意的であるということで、一体どういうふうにしてこれから破綻防止、破綻処理の問題について処理していくのか?ということが國民にはさっぱりわからないう。あるところでちよこちよつと決まって、それが何らかの手段を使って実行されている、そういうイメージなんですね。

そういう意味で、今回新たに法改正をしてもらいました。懸念というのは全くぬぐえていないということで、もうちょっときちんとした仕組みをつくってほしいというのが私の感想であります。

そこで、もう少し今回の破綻処理の関係あるは破綻防止の関係について中に入つて物事を見てみますと、指定支援法人という存在が今度でありますけれども、これも何かようわからぬ存在だなということをちょっと感じましたので、二、三具体的に聞いてみたいと思います。

まず、この指定支援法人というのはどういう企

益法人を指定しようとしておられるのか、それを伺いします。

○須賀田政府参考人 指定支援法人は、今回の法律改正において、支援業務を適切かつ確実に行うことができる公益法人ということになつておるわけでございます。

ありていに申し上げますと、これまでの全国相援制度は、基金を農林中央金庫に全国版は積んでおつたわけでございます。そのままいきますと、農林中央金庫が会員であります農協に資金贈与、出資等をいたしますと持ち合いということになりますので、それではなくて、公益法人の中から適切なものを選んでそこへ基金を積もうということにしたわけでございます。

現在、どの法人を指定するかということにつきましては、今後検討するということになるけれども、このために新たに設立する法人大つて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの」ということしかなくて、次の条文に書いてあるのを見ると、優先出資を受けたり債務の保証をしたり利子補給金を出したたりとか、金融業務しかやっていないわけでありますよね。こんな公益法人といふのが私は今現在存在し得るともちょっと思えないと、一体どんな法人なら指定できるんですか。

○須賀田政府参考人 今、先生申されたとおりの業務を行ひ得る法人ということにならうかと思うわけでございます。

ただ、法律に、指定支援法人は農林中央金庫の要請を受けて農協等に対する資本注入や資金援助の業務を行う、こういうことになつております。従つて、農林中央金庫の要請を受けて、その要請内容に従つて種々の支援業務を行うということになつております。

○須賀田政府参考人 まず指定支援法人は、先生

ておりますので、みずから判断で、みずからリスクにおいていろいろなことをするというわけではありませんので、その分金融上の負担といふのは軽くなると思われます。

いずれにしても、そういうような仕組みを念頭に置きながら、これからどの法人がいいかというところでございます。

○平岡委員 今局長の答弁の中に、農林中央金庫の要請を受けてやるんだというような話があります。多分要請があつたら指定支援法人というのを断ることはできないんだろうと思うんですね。

そういう意味では、今いろいろ問題になつていてすけれども、そういう公益法人をまた問題がある指定というような形でやしていくにすぎないんじやないか。本質は、農林中央金庫が本当はみずから管理の中で行つていくようなものとしてあるのを、何か指定法人という形にすりかえているというふうにしか思えない。

場合によつては、今度、指定公益法人にすることによつて、さらに農水省の天下りのお役人さんたちがポストを一つ、二つ獲得できたというようなことにながるんじやないか、そういう危惧する思い起させるような仕組みになつてゐる。非常にあいまいな仕組みになつてゐる。先ほど私が冒頭言いました、破綻防止、破綻処理の仕組みとさらに質問しますと、今回基金を設けることに

なつていて、基金の負担金を負担した場合に、は租税特別措置法で損金に算入することができるという仕組みにしているようであります。それと、四十条に書いてあるんですけども、指定を取り消した場合にこの基金などのはどうなるんですか。

○須賀田政府参考人 言われたよな、新たに今後つくっていくとか

うではなくて、あくまでも既存の法人の中から適当なものを選んで業務を行つていただくという方針でありますので、そことのところは御理解を願いたいというふうに思つております。

それで、指定を取り消されたときには御質問でございまして、指定支援法人の業務というのが今後の系統信用事業の再編整備に不可欠なものでございますので、ちゃんと業務を行い得るものとしているように適切に監督指導を行つていただきたいとまずは考えております。

取り消しというような事態はあつてはならないと思ってるわけでございますけれども、仮にその指定が取り消された場合、これは取り消しの要件が確かに法律に書いているわけでございます。「支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき」等でございますが、こ

ういうときには、法定業務の継続ができなくなつる、同時にその法人の目的も失つてしまつるものですから、その法人は解散ということにならうかと思うわけでございます。恐らく、定款の規定に従いまして、その基金については新たにまた指定しないでござります。恐らく、定款の規定に従つた法人に帰属させることにならうかと思うわけでございます。

ただそのときに、先生言われるように、ではそれが農水省のは非常にあいまいもことしていってようわからぬという中の一つが、この指定支援法人であろうとというふうに思つてあります。

さらに質問しますと、今回基金を設けることに

何か泥縄というのですか、後から縄をなうような話でありまして、こういう規定を置くからには、きちっとしたそのときの対応をやはり用意しておるべきであるといふふうに思つてます。

本質的な問題は、私はさつき言いましたように、どうも系統金融機関の破綻防止、破綻処理の仕組みというのが非常にあいまいもことしておつて、この指定支援法人というのをつくるに当たつても、本来ならば、これは農中がすべて管理し、そして農中がいろいろ実行していく、そういう立場に立つてやるべき話ではないのかなというのが私の感想なのです。

それで、今回のJAバンク構想ということで、法律的な主体としては、農中、信連、農協と、全く違うのにあえて一つのグループでやる、統一ブランドでやるのだと、統一商品で業務運営するのだけれども、イメージとしては一体のようだけれどもこれは見るとばらばら、そういうような仕組みになつてゐるわけですね。

例えば今回の法律改正の中でも、農中がいろいろ重要な役割を果たすということになつてゐるわけなのですが、では、どういう権限を持つてゐるかと考へてみたら、何か指導という言葉がある。指導というのは、法律的に言うとどういうものなのか。指導に従わなかつたらどうするのか、指導に従つた結果として何か悪い結果が生じたら、それに對してだれが責任を持つとか、そういうことが全くわからない。全く不明確な制度であるというふうに私は思つてゐるわけであります。

歐州の類似の金融機関、フランスのクレディ・アグリコールとかドイツのDGバンク、オランダのラボバンク、こうしたところも同じような仕組みというものがあるわけですけれども、監督権限が法律上与えられているとか、責任の所在が今回のみというものが法律上与えられているとか、責任の所在が今回のみといふものがあるわけですね。

けれども、この点についてどう思われますか。大臣、お願ひします。

○武部國務大臣 フランスやドイツのあり方というの私は具体的なことを知りませんけれども、将来的にはそういうようなことにもなつていくかもしれません。そういう印象を、今、先生のお話を伺つて感じました。

今回の法案については、農林中金は農協系統金融機関の中心的機関でありますし、高い金融ノウハウを有している、かように思います。したがいまして、農協金融システムの運営に責任を持つ取り組むという必要があります。今回の改正におきましても、農林中金に権限を付与する。自生ルールに基づく農林中金の指導に従わない農協、信連については、一定のペナルティー措置を受けるとともに、指定支援法人の支援が受けられない。これらにより農林中金の指導については実効性が担保される、かよう考へておいでございま

す。

後段のフランス、ドイツの例を挙げての先生のお話については、前段申し上げた次第でございますが、自生ルールは、別組織であつても機能するが、一定の経営水準がクリアできなくなれば、上部団体への事業譲渡を行うなど、このシステムのもとに農協系統の再編を強力に推進していく。そして将来的には、今申し上げましたようなことを推進していく過程でさらに理想的な姿になつていかもしない、そういうような印象でございますが、まずは、今回の改正で我々は確信を持つておける。こういう印象を持つておることをお話ししたいと思います。

○平岡委員 今回の改正で、うまいかないといふ印象を持つておられたのでは大変なので、それはうまくいくという印象を持つておられること自体は否定するものではありませんけれども、余りにも責任の所在があいまいであるというふうに思っています。

先ほどペナルティーを科すと言つておられましたけれども、どうも仲間内で決めたルールの中で

仲間内でやつてある、そういう中でのペナルティーということであつて、法律的にどこにどういう根拠があつてそういうペナルティーが科せらるのかというようなところも、私としては非常に大きな疑問を持つておいであります。

確かに、実効性という意味においては、仲間で決めたものについて守らなければ排除される、それがいいのかどうかというのは私にはわかりませんけれども、そういうのは多分農協の世界では非常に怖いことだらうと思いますから、それなりに実効性はあるうと思うのです。それは、その指導に従わなかつた、従つた結果としてだめになつたときには一体だれが責任を持つのか。また、住専のときの関係について同僚議員が質問しましたけれども、責任があいまいなままに、なあなあ主義で終わつてしまふというようなことではないかというふうにも思うわけであります。

そういう観点から今回の法制度をもう少し見てみますと、農中に經營管理委員会を設置するといふのがあって、これを見ますと、この經營管理委員にはいろいろな方々が役員として入つてくるということになつてゐるようあります。そのやろうとしている仕事の中身というのが、理事を選任し、そして代表権限を有して、方針に即した農協金融の再編と強化を図るために指導を行うか否かの決定を行つたような権限を持つておる、こういうことになつておいであります。

私が思うのは、この經營管理委員会が、そうした基本方針の策定とか、あるいはその方針に基づいて指導を行つか否かの決定をするということについて、本当にこれは責任を負えるような人たちであるのかどうか、これに対して非常に大きな質問を持つておいであります。

農水省の説明の中に、問題のある農協、信連を早期に発見して、早期に經營改善、組織統合による是正を図るための自主ルールである基本方針を策定するのだ、こう書いてあるわけです。この基本方針の中身を見ると、どうして金融の専門家である農中の理事の人たちではこれができないのか。理事で決定し、理事が農中の經營について責任を持つておることでいいのではないかと思うのですけれども、どうしてこういう經營管理委員会でなければいけないのでですか。

○須賀田政府参考人 単協、信連、農林中金と、金融業務を営んでおるではありますけれども、やはり一つの系統でございまして、我々が今回ねらいとしております自主ルールとそれに基づく指導と問題ある農協の処理、こういうようなことを実効性あるものとして確保するということのためには、全体のシステムがやはり納得やすくうまく機能しないといけないということが一つあるわけでございます。

そういうことでありますれば、ありていに申しますと、現在の農林中央金庫の理事会と、それ以下の会員、信連でござりますとか単協が意思疎通があつて、うまく指導関係が確立しているかといふと、率直に申しますと、なかなかそういう関係にはないわけでござります。やはりそこは、会員の意思を反映した業務運営、基本方針の設定を会員たる信連、農協が守るという体制にならないと、現実には実効力が確保できないという状況にあるわけでござります。

最後に、大臣にそういう決意を示していただきたいと思います。

○武部國務大臣 御指摘のよう、系統金融機関

であるということからして、会員の意思というものは非常に重要でありますし、民主的に運営されなければならぬということは言うまでもあります。

しかし、金融機関としては、他の金融機関と競争条件下にあるわけでありますから、そういういたことを踏まえて、これがベストと我々は思つて今回方針を提出させていただきましたけれども、さらによりいいもの、いいシステムづくりといふことを視野に入れながら、農林水産省としてもしっかりと対応していかなければならない、かように存する次第でござります。

そこで今回、その農林中央金庫に会員の代表等から成る經營管理委員会を設置するわけでござりますけれども、これは農協等の經營管理委員会と異なりまして、この經營管理委員会の中には金融の専門家も一部入つてもらうということを現在考えておりまして、この經營管理委員会で基本方針をつければ、会員の意思が反映されたものであるということで、実効が担保できるのではないか。

むしろ、系統としての責任の所在の明確化につながるのではないかといふふうに考へておるところでございます。

○平岡委員 きよの質問を通じて、まだやはり、系統金融機関というの、一体だれが責任を持つていろいろなことを決定し、実行していくのかというのが、どうもよくわからない。いろいろな王体がいっぱい出てきて、それぞれがみんな何かやつていて、何かよくわからぬですねという仕組みになつておるような気がして、どうもしようがないのです。

最後に、お願いになりますけれども、こういう金融問題、特に破綻防止、破綻処理の問題については、やはり透明なルールに基づいて、透明性ある決定が行われていく必要があるというふうに私は強く思つております。

最後に、大臣にそういう決意を示していただきたいと思います。

○武部國務大臣 御指摘のよう、系統金融機関であるということからして、会員の意思といふものは非常に重要でありますし、民主的に運営されなければならぬということは言つまでもあります。

しかし、金融機関としては、他の金融機関と競争条件下にあるわけでありますから、そういういたことを踏まえて、これがベストと我々は思つて今回方針を提出させていただきましたけれども、さらによりいいもの、いいシステムづくりといふことを視野に入れながら、農林水産省としてもしっかりと対応していかなければならない、かように存する次第でござります。

○平岡委員 以上で終わります。

○堀込委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 昨日に引き続いだ質問をさせていただきます。

きよ、委員会の冒頭、大臣の方から、私の昨日の質問について再度説明がございましたけれども、その問題について、大臣が余り直接答弁されるとまた誤解を招く面がありますから、私から自分の思いを若干述べさせていただきます。

私自身は、昨日質問をした趣旨は、今回の改正の中で、兼職、兼業の規制を強化するという一つの流れの中で、現行法の中でも、行政庁の認可があれば一部例外的に認めてきたという事例が当然あるわけとして、今回さらにそれを強化するというような趣旨の文言になつているわけですけれども、では現実、現場の方はそれですきと割り切つて物事が円滑にいつているかということを考えてみた場合に、どうも何か例外扱いのところがはつきりとした扱いになつていいのではないか、率直にそういう印象を持つておるわけです。

ですから、法文上明記されておるところはそれでいいわけですねけれども、これから農水省の方針として、省令の段階で、どういう考え方で基本的にそれを整理していかれるかというところを、この機会に大臣にお考えを聞きたいということで昨日質問したわけとして、割とわかりやすい答弁があつたというふうに私は思いますけれども、どうも、そのあたりがこの法律の趣旨に反するおそれがある云々というようなことでお話をされましたけれども、私は何もそんなに大きさなものでもないと思います。

やはり、現場、第一線で本当に地域の農業に責任を持つて、地域の農業、農村の振興のために命をかけて頑張っている農協のリーダーの方もたくさんいらっしゃるわけとして、そういう方々がそういう地域に足場を置いて、しっかりととした思いでいろいろな連合会組織の中で発言をしていく、またそれを引つ張っていくことで、現実問題としては、むしろ業務の効率化ということが図られるケースもあります。また、いたずらに役職逆に組合員の負担増につながる危険性もありますし、また現実問題、そういう人材を確保するということが非常に至難なケースがあるような気がするのですね。

ですから、現実問題として、今それぞれの単段階でも、いろいろな役員を改選するような地域もあるうかと思ひますけれども、そういう時期に

つた流れの中で、現行法の中でも、行政庁の認可があれば一部例外的に認めてきたという事例が当然あるわけとして、今回さらにそれを強化するというような趣旨の文言になつているわけですねけれども、では現実、現場の方はそれですきと割り切つて物事が円滑にいつているかということを考えてみた場合に、どうも何か例外扱いのところがはつきりとした扱いになつていいのではないか、率直にそういう印象を持つておるわけです。

ですから、法文上明記されておるところはそれでいいわけですねけれども、これから農水省の方針として、省令の段階で、どういう考え方で基本的にそれを整理していかれるかというところを、この機会に大臣にお考えを聞きたいということで昨日質問したわけとして、割とわかりやすい答弁があつたというふうに私は思いますけれども、どうも、そのあたりがこの法律の趣旨に反するおそれがある云々というようなことでお話をされましたけれども、私は何もそんなに大きさなものでもないと思います。

やはり、現場、第一線で本当に地域の農業に責任を持つて、地域の農業、農村の振興のために命をかけて頑張っている農協のリーダーの方もたくさんいらっしゃるわけとして、そういう方々がそういう地域に足場を置いて、しっかりととした思い

よりわかりやすい考え方をお示し願いたいというほどで質問いたしたわけとして、そのあたりを十分御理解していただきたいと思います。

先ほどの、冒頭の大臣の説明もわかりづらいところが若干ありますけれども、しかし、昨日の答弁の中に大臣の基本的なお気持ちもある程度あら

われているわけでござりますので、私は、この問題については、先ほども触れましたように、末端の各単協の段階、それから、それぞれの農業関係者の方々にやはりもつとわかりやすい形で指導がされますように、よろしくお願ひを申し上げたい」というふうに思つておる次第でございます。

この問題は、これ以上突っ込みますとまたや

こしい話になりますので、ここはこれで終わらせていただきます。

それで、きのう質問できなかつた事項がございましたので、きょう、ちょっと質問させていただきます。

農協という組織を広域合併するということが、かねてから大きな政策課題だつたわけですね。

広域合併の問題。それから、組織の二段階制の構想というのは、これまで農協関係者も含め我々も

大いに関心のあるテーマであるわけです。

これが目標どおりそう進んでいるわけではない

というふうに率直に思いますけれども、現状はどう

のようになつておりますか、まず御説明をお願い

したいと思います。

○須賀田政府参考人 農協の合併構想、横の合併

と縦の合併と両方あるわけでござります。

まず横の合併でございまして、横の合併は、本

年、十三年の三月末までに全体で約五百十の農協

三百八十五とということで達成率が七六%でございます。具体的な農協数は、現在千百六十六ござ

わざでございます。まず組織二段につきましては、経済事業で、本年四月までに二十七経済連が全農と統合を達成しております。それから、共済事業でございます。共済事業は、昨年、十二年の四月に、四十七共済連が全共連と一緒に統合を完了しております。

そういう形で、この経済、共済両事業は一定の成果が上がつておるわけでござりますけれども、信用事業につきましては、まず農林中金との統合の方針を決定しているのが二十四信連でございまして、そのうちの九信連が組織整備に向けて個別に検討中という状況でござります。さらに条件がおおむね合意に達しました三信連が十五年度中の統合に向けて具体的な準備を進めているということで、信用部門は大層おくれておるわけでございま

す。

今後、拍車をかけてこの組織統合問題に取り組んでいく必要があるかというふうに思つておる

次第でございます。

○一川委員 今ほどの御説明を聞いてもわかるとおり、目標に掲げたものに対して進捗状況が七

六%というようなお話もございましたけれども、この合併問題、当然組織によつていろいろな問題を抱えておるわけとして、そう簡単にいかないと

その期限は切れ、もうこの法律を延長していく

いわけですね。ということは、農協の広域合併の課題についてはもうあきらめた、あきらめたといふのはおかしいけれども、もう大体これ以上や

いるケースも理解できるところがあるわけです。

大臣、農協の合併問題というのは、合併助成法

という法律がありましたがけれども、この三月末で

この法律が切れて、もうこの法律を延長していな

いわけですね。ということは、農協の広域合併

の課題についてはもうあきらめた、あきらめたといふのは無理だという観点なのか、いやそうじやない、これからも従来どおりしっかりとやっていく

んだということなのか。法律が一応ことしの三月

末で切れているという現状を見て、今後の農協

合併あるいは組織の二段階制ですか、こういう問

題に対し、基本的に大臣としてどのように取り組んでいかれる方針なのかお聞きしたい、そのよ

うに思います。

○武部國務大臣 今後も引き続き合併に取り組んでいくことといたしたいと思いますし、農林水産省としては、一般企業の企業再編と同様に、農協系統内の組織再編の一環としての合併の必要性はあるもの、かように考えております。

このために、合併に当たつては、農協系統の自

処しようとしているのか。また、問題があると指摘された農協等が基本的なその指導に従わなかつた場合に、具体的に何かペナルティー的なものがあるのかないのか、逆に、指導に従つた農協に対しては何かメリットがあるというふうになるのかもしませんけれども、そのあたりの基本的なお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○須賀田政府参考人 再編法四条で規定する基本方針でございます。まず、経営改善をするルールといたしまして、例えば自己資本比率、不良債権比率、経営体制、こういうものが一定の水準をクリアできなかつた場合には経営改善を行う。それで、経営改善を行う場合には指定支援法人から資金援助をする。さらに、経営上の重大な問題が生じた場合には事業譲渡を行う。このために、指定支援法人への積み立ての義務をこのルールの中に決めていく、そして、ルールに従わなかつた場合の措置というのもこのルールの中で決めていく、こういうようなことを考へておられるわけでございます。

そして、この基本方針に従わなかつた場合のペナルティーでございますが、これはあくまでも自

主的なルールの中でのペナルティーでございまして、まず、例えば基本方針の中で農林中金の指導に従わない農協とか信連につきましては、コンピューターでございますとか為替でございますとかの信用事業インフラの利用停止でござりますとか、農林中金からの除名でござりますとかを定めることを見込んでおるところでございますし、指導に従わぬわけでござりますので指定支援法人からの支援もないということです。

このようにして、農林中金の指導の実効性の担保というものを図つていきたいというふうに考へているところでございます。

○一川委員 そこで、大臣にちょっととこういう一つの流れの中でお聞きしたいことがありますけれども、農協系のこういった信用事業を再編成していくという一つの方針のもとで、当然、農協が抱える不良債権の解消の問題というのはこれま

がらいろいろなものがたくさんござりますけれども、特に、農協の抱えている不良債権の中で、本当に當農、農業にしつかりと取り組んでいきたいという中でいろいろな資金繰りをやつた結果、いろいろな面で不良債権的な扱いになつてしまつて、そのほか、一般的の金融機関並みの不良債権的なものも当然あるかと思うんですけども、農協の抱えている不良債権も、中身をよく見た中で、本当に農協本来の、組合員、農業者のためにしっかりととした指導をさせていくということであれば、やはり農業者が立ち直ることができるように指導のもとでの不良債権の処理の取り扱いがあつたいいというふうに思います。

そのあたりに対する大臣の基本的なお考えを確認しておきたいと思います。

○武部国務大臣 農業者の不良債権については、適切に対応していくことが肝要だと思います。農業者の経営再建が可能かどうかを適切に見きわめることがとりわけ重要だ。再建可能であれば再建を積極的に支援していくことも必要であろうと思ひますし、當農状況を踏まえて適切な指導を行い、返済不能な負債状況に陥らないようにすることが基本だ、かのように考えております。

しかし、今、先生御指摘のとおり、今日の農業情勢を考えますと、私が提案しておりますように、思い切った農業構造の改革を進めていかなければならぬ。単なる生産だけではなく、加工、流通、そういう分野にもマーケティングを重視した展開を望んでいるわけでありまして、それを支援していくというのが私どもの考え方でありますので、ここで万全なセーフティーネットの構築ということは極めて大事なことです。

これは、日本の金融システムの安定という中で常に議論されておりますけれども、私は、農協がほどの金融機関並みに何でも横並び的に物事を考へていくことには、基本的には余り賛成しないのです。農協の金融システムが一般の金融機関によつて信頼度があるという自信を持つて、基本的に何と対応していくべきか。

何となく、横並びで物事をやつていると、何かほどの金融機関並みにちょっとともろいところがあるのかなというふうに、常に組合員にそういう感覚で見られますので、私は、むしろ一般の金融機関が何か新しい方向に進んだ場合でも、農協サイドはそれと関係なくちゃんと自立していくという

ことがあつていいのではないかというふうにかねがね思つておるわけです。

しかし、今、ペイオフ解禁という時期をだんだん間近に控えてきまして、それに対するセーフティーネットを構築していくといふことも一方で

は重要な課題であるわけですね。

○一川委員 私が質問しようとした中身と平岡委員の質問した中身と重複したケースが幾つかありますので、私はこれで質問を最後にさせていただきますけれども、今回、農協改革法ということでは、農協そのもののこれから役割をいたものについては、昨日も大臣の基本的なお考えを確認させていただきました。

私は、農協が二十一世紀に入つて本当に日本の新しい農業に対してしつかりとした役割を担つていくという中で、一方では、農業なり農村を取り巻くいろいろな環境に厳しいものがあることは御案内のとおりでございますけれども、基本的に私は、農協の本来の理念というものを今まで忘れないわけですが、しかし、事金融の問題というのは、これはきちっとしていかなければなりません。

しかし、今、先生御指摘のとおり、今日の農業情勢を考えますと、私が提案しておりますように、思い切った農業構造の改革を進めていかなければならぬ。単なる生産だけではなく、加工、流通、そういう分野にもマーケティングを重視した展開を望んでいるわけでありまして、それを支援していくのが私どもの考え方でありますので、ここで万全なセーフティーネットの構築ということは極めて大事なことです。

同時に、農村が、あるいはまた農業が活力を發揮していく、それを支援していくというのが農協金融の基本だということをまず申し上げたいと思います。

そういう信頼を回復しない限りは、なかなか農林省が立派な政策を打ち出しても末端に浸透しないというケースも多々あるわけでございまし

て、そういう面では、農協に対するいろいろな指導、これは、我々政治家もそれぞれの地域に帰つてそういったことは当然やらなければならないわけですけれども、そういうことをよろしくお願ひするわけです。

最近の中山間地域のいろいろな厳しい状況とか、あるいはまた、高齢化社会を迎える中で、農村地域は、特に高齢化現象が激しい、また担い手が非常に不足してきている。また一方では、農地が荒廃化してきている。非常に農村全体が活力を失いつつある。また、そこで農業に従事している皆さん方も、だんだん自信をなくし、誇りをなくしていく、そういう危険性をはらんでいるわけです。

そういうことを考えますと、この農協という組織が、農協だけちゃんと生き残ればいいというものは当然ないわけでござりますので、やはりその地域の農業なり農業従事者をしっかりとサポートしていく、そういう構造を農協そのものが持つべきだというふうに私は思つております。

今はど言いましたようないろいろな脆弱化現象があらわれてきておりますので、場合によつては、その地域の農作業等についてもつと積極的に農協が委託を受けて、そういうものをカバーして、自分の管内の農地が有効に活用できるようにお互に知恵を出し合つて、あるいは、場合によつては肉体労働も含めて対応すべきだというふうに私は思つますが、こう一つのこれから的新しい方向について、大臣としてのお考へを確認しておきたい、そのように思います。

○武部国務大臣 同感という言葉は氣をつけなければならぬ用語かもしれません、全く同感であります。農協も、合併の問題も本法案の中でいろいろ議論いたしておりますが、私は、初めに合併ありきとは思つておりません。

小さな農協でも、きめ細かくしつかり対応しているところがあります。しつかりしているところはどういうところかといふと、やはりすぐれた人材がいる、また組合長を初めリーダーがいるといふことが非常に大きな力を得ている、かように思ひます。

そういう意味で、合併を促進することによつて、いい人材が多岐にわたつて活躍いただけます。ということにもなるうと思ひますし、営農指導でありますとか、きめ細かく生産者、組合員、農家の適切な相談相手になり得るようなことが基本的に大事だと思います。

さらに、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、マーケティングのことも極めて重要でありまして、私は、それは合併ということではなくに、どんどん各単協が広域的な事業を、会社を起こすなり、また共同でやるなり、そういうような経済行為、産業政策の分野については、農協の考え方を離れて、もっと飛躍した努力をすべきじゃないか、かようにも思ひます。

いずれにいたしましても、今、先生御指摘のよくなことは基本として非常に大事なんでありまして、本末転倒にならないよう努力を農林水産省としても徹底していきたい、かようにも思ひます。

○一川委員 私と大臣とのやりとりの問題が原因で、本末転倒にならないよう努力を農林水産省は若干早目に終わらせていただきます。きょうはどうも御苦勞さまでございました。

○堀込委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 大臣に伺いたいと思います。農協のあり方の根本問題のようなことですが、今起つては、肉体労働も含めて対応すべきだというふうに私は思つますが、こう一つのこれから的新しい方向について、大臣としてのお考へを確認しておきたい、そのように思います。

○武部国務大臣 同感という言葉は氣をつけなければならぬ用語かもしれません、全く同感であります。農協も、合併の問題も本法案の中でいろいろ議論いたしておりますが、私は、初めに合併ありきとは思つておりません。

小さな農協でも、きめ細かくしつかり対応しているところがあります。しつかりしているところはどういうところかといふと、やはりすぐれた人材がいる、また組合長を初めリーダーがいるといふことが非常に大きな力を得ている、かように思ひます。

○松本(善)委員 きょうの委員会の冒頭、陳謝されましたが、実際に進んでることと現状

が違つてゐる。それがぱっと出たというのが

きょうの事態。今の御答弁を聞いていまして、

この法律がやろうとしていることと違う方向、私

はそういうのがずっと出てくるんだと思ひます。

お聞きしますが、昨年の七月ですが、読売新聞

に明大の農学部の北出教授の意見が出ておりまし

た。それによりますと、「組合員からみると、單

位農協が最も身近な本店であり、県組織は支店、

千七百四人から約千三百人減少している。指導員

のいない農協の比率は九・三%に上つて

います。

大臣、この原因をどう考へてますか。

――大

臣。ちょっとやめてくれ。だめだ。きのう、私の

ところへ来て、政府委員は私が認めたときに答弁

してもらう。大臣だということを言つてゐるんで

す。勝手に出でてくるな。

○武部国務大臣 営農指導員の減少については、合併により広域化するにつれ、営農指導がなおざりにされがちますか。(松本(善)委員「いいですよ、原因は何

か」ということをまず答えてください」と呼ぶ)

農協の行う営農指導については、合併により広

域化するにつれ、営農指導がなおざりにされがち

ますか。

(松本(善)委員「いいですよ、原因は何

か」ということをまず答えてください」と呼ぶ)

農協の役割というのも変わつてくるでしょ

う。農業も随分よくなつてしまひましたし、広域

的事業をやつていかなければそれこそ生産者の

要請や期待にこたえられないというような分野も

あります。

そういうことでは、農協の合併というふうな

ことでも、私は、生産者の側からの要請としても、

あるいは、少しでも小さな農協というとからい

こそ農協が一体となつて頑張つていかなきやなら

だらう、かようにも思ひます。

○松本(善)委員 先ほども同僚委員が言つていま

したけれども、農協栄えて農民減ぶ、農協の農民

離れと同じです。金融機関化し始めているんです

ね。本来の性質と違つ。この法律案なんかはその

典型的の一つですよ。

法案で、農協の第一の事業に営農指導事業を掲

げました。それは当然のことなんですが、今まで

の疑問もあります。ところが、指導員数は一九

九九年度で一万六千四百四十四人。五年前の一万七

千七百四人から約千三百人減少している。指導員

のいない農協の比率は九・三%に上つて

います。

大臣、この原因をどう考へてますか。

――大

臣。ちょっとやめてくれ。だめだ。きのう、私の

ところへ来て、政府委員は私が認めたときに答弁

してもらう。大臣だということを言つてゐるんで

す。勝手に出でてくるな。

○武部国務大臣 営農指導員の減少については、合併により広

域化するにつれ、営農指導がなおざりにされがち

ますか。

(松本(善)委員「いいですよ、原因は何

か」ということをまず答えてください」と呼ぶ)

農業も随分よくなつてしまひましたし、広域

的事業をやつていかなければそれこそ生産者の

要請や期待にこたえられないというような分野も

あります。

そういうことでは、農協の合併というふうな

ことでも、私は、生産者の側からの要請としても、

あるいは、少しでも小さな農協というとからい

こそ農協が一体となつて頑張つていかなきやなら

だらう、かようにも思ひます。

○武部国務大臣 私も政治家ですから、地元に帰

りますれば、いろいろな農家の方々のお話を耳に

いたします。そういう話もあれば、また逆に、今

こそ農協が一体となつて頑張つていかなきやなら

だらう、かようにも思ひます。

法規、大規模家族経営等とのネットワーク

化を図り、指導の重点化を図る。試験場、肥料、

指揮員の減少は、資質の向上、指導の重点化と効率化等でカバーする必要があると考えております。そこで、このような考え方のもので、地域農業改良普及センターと連携を図りながら、その実現を図ることで、この規則の第一の事業として今回の法案でも明記しているところでございます。

指揮員の減少は、資質の向上、指導の重点化と

効率化等でカバーする必要があると考えております。

そこで、この規則の第一の事業として今回の法

案でも明記してい

ます。

法規、大規模家族経営等とのネットワーク

化を図り、指導の重点化を図る。試験場、肥料、

指揮員の減少は、資質の向上、指導の重点化と

効率化等でカバーする必要があると考えて

おります。

そこで、この規則の第一の事業として今回の法

案でも明記してい

ます。

法規、大規模家族経営等とのネットワーク

化を図り、指導の重点化を図る。試験場、肥料、

指揮員の減少は、資質の向上、指導の重点化と

<p

農業等のメーカー、地域農業改良普及センター等の協力を得て、営農指導員の資質の向上を図る。マーケティング、消費地での店舗展開等を視野に入れ、農産物の有利販売の観点から対応を戦略的に実施する等によりまして、生産から農産物販売までをカバーすることを目指して、営農指導の質の向上を図ることが重要と私は認識しております。

○松本(善)委員 大臣、国会改革で、そういうよう

うな答弁をしないようにしようじゃないかという

ことじやなかつたですか。やはり政治家として、

私は、こういう法案を出すならば、真剣に物を考えなきやいかぬと思ふんでよ。(武部国務大臣)

「真剣に考へていますよ」と呼ぶ) 私の質問に対するはほとんど答えていないじゃないですか、なぜ

こういうふうになつてきているのか。私はそういうところが政治家と官僚との違いでなければならぬと思いますよ。

私は、ある営農指導員から話を聞きました。営農指導費は事業総収益の2%程度になつていていると

いうんだ。収益の落ち込みの原因は、米価の下落、野菜、果実の価格の低迷だということです。指導の中心は農協中央会指導の水田営農推進が中心

で、米の輸入の問題だけ、あるいは国内の農家をどう育成するか、そういうようなことを余り言わないので、國からの助成金が幾らもらえるか、こ

ういうことが中心だといふんです。これでは今後ますます農家の足が遠くなつていくんじゃないかな

といふふうに思われる。

営農指導といつても、減反で幾ら助成金をもら

えるか、そこが中心なら、これは離れてきますよ。私は一人の営農指導員の話を聞いたわけですが、けれども、この営農指導がずっと少なくなつてきているといふことに思えない。

私は、やはり農協を、さつきの御答弁の中で

は、農協の本来の姿についてもありましたけれども、そういう本来の姿、農民のための農協、こう

いう方向へ一步でも戻していかないといけないというふうに思います。ましてや、参議院選挙のための組織ぐるみの選挙に農協を使うなんて、とにかく入れ、農産物の有利販売の観点から対応を戦略的に実施する等によりまして、生産から農産物販売までをカバーすることを目指して、営農指導の質の向上を図ることが重要と私は認識しております。

○松本(善)委員 大臣、国会改革で、そういうよう

うな答弁をしないようにしようじゃないかとい

うことじやなかつたですか。やはり政治家として、

私は、こういう法案を出すならば、真剣に物を考えなきやいかぬと思ふんでよ。(武部国務大臣)

「真剣に考へていますよ」と呼ぶ) 私の質問に対するはほとんど答えていないじゃないですか、なぜ

こういうふうになつてきているのか。私はそういうところが政治家と官僚との違いでなければならぬと思いますよ。

私は、ある営農指導員から話を聞きました。営

農指導費は事業総収益の2%程度になつていていると

いうんだ。収益の落ち込みの原因は、米価の下

落、野菜、果実の価格の低迷だということです。指

導の中心は農協中央会指導の水田営農推進が中心

で、米の輸入の問題だけ、あるいは国内の農家をどう育成するか、そういうようなことを余り言

わないので、國からの助成金が幾らもらえるか、こ

ういうことが中心だといふんです。これでは今後

ますます農家の足が遠くなつていくんじゃないかな

といふふうに思われる。

営農指導といつても、減反で幾ら助成金をもら

えるか、そこが中心なら、これは離れてきますよ。私は一人の営農指導員の話を聞いたわけですが、けれども、この営農指導がずっと少なくなつてきているといふことに思えない。

私は、やはり農協を、さつきの御答弁の中

は、農協の本来の姿についてもありましたけれども、そういう本来の姿、農民のための農協、こう

いう方向へ一步でも戻していかないといけないとい

うふうに思います。ましてや、参議院選挙のた

めの組織ぐるみの選挙に農協を使うなんて、とん

でもない本末転倒だ。

昨日、大臣は、ぐるみ選挙の時代ではないとい

うことを言わされました。果たしてそうかとい

うことを聞きたいと思います。

大臣には答弁の関係で資料をお渡しいたします

が、読みますと、これは、香川県の農協での自民

党の比例代表候補者の支援対策です。名前は、皆

さん言えどおわかりと思いますが、名前は出しませんが、F氏とということにしましょう。

経過は、全国農業者農政運動組織協議会は、第

十九回参議院議員選挙比例代表選挙区に、前農林

水産省食品流通局長のF氏の推薦を決定した。こ

れを受け、本県においても、十月十三日開催の香

川県農協農政対策協議会委員会において、同氏を

自由民主党の比例代表候補者として推薦すること

とした。あわせて全国農政協から要請のあった自

由民主党の党员確保四百名及び同氏の後援会の会

員確保一万名に取り組むことにした。

J A 香川県本店に対して、香川県農協農政対策協

議会長名で、本人(常勤役員及び管理職員)と家族

一名(家族は家族党員として入党)の要請を行い、

全国農政協から要請された四百名を確保する。

なお、党費は一人四千円であるが、家族党費は

二千円となつております。自民党香川県連から還付金

として党員一千二百五十円、家族党員六百二十五円

が交付されることから、役職員一人当たり四千百

二十五円、六千円から千八百七十五円を引いた、

それを支出してもらうこととする。今の説明どおりです。そして、中央会、連合会、J A 香川県本

店への依頼数は別紙のとおりだと。

後援会員(署名)の確保は一万名。この対応は、

各連合会、農協、関係先に對して協力を要請する

ということです。

そしてさらに、これはまだ農政協の文書ですか。

れども、次に、では、農政協の会長の丸本さんという方から、JA香川県本店生活事業本部御中ということで、これを持ちつと調査をして、そして再発の防止をすべきあります。その調査をきちっとして、委員会に報告してもらいます。

F氏への入会、依頼数二百四十九名分。この報告は、事務局(中央会組織經營部)に提出してください。

そして、事務連絡ということで、企画管理部長に、事務局は中央会の組織經營部です。

○武部国務大臣 中央会も法律により人格を付与された組織であり、他の法人と同様、目的遂行に資する限りにおいて政治活動を行うことは認められないと考えます。このため、公職選挙法や政治資金規正法等に反しない範囲で政治活動を行なうことは、目的の遂行に資する限りにおいて認められるものと考えるものであります。

しかしながら、中央会は農協を会員とする団体出先は企画管理部。

どうです、これはもう文字どおりのぐるみ選挙と違いますか、大臣。

○武部国務大臣 農政協が農政活動をやるということ、また農協の組合員が個人として政治活動をやること、あるいは選挙運動をやること、それは私は別に問題はない、かのように思います。

ただ、今ちょっと見て、先生述べられましたけれども、正確に今見たものを把握してはおりませんが、本当に農協組織が、農協組織そのものがこのようなことをやることは適切ではない、私はか

どうするか。要請先及び目標。中央会、連合会、議長名で、本人(常勤役員及び管理職員)と家族

一名(家族は家族党員として入党)の要請を行い、

全国農政協から要請された四百名を確保する。

J A 香川県本店に対して、香川県農協農政対策協

議会長名で、本人(常勤役員及び管理職員)と家族

一名(家族は家族党員として入党)の要請を行い、

全国農政協から要請された四百名を確保する。

なお、党費は一人四千円であるが、家族党費は

二千円となつております。自民党香川県連から還付金

として党員一千二百五十円、家族党員六百二十五円

が交付されることから、役職員一人当たり四千百

二十五円、六千円から千八百七十五円を引いた、

それを支出してもらうこととする。今の説明どおりです。そして、中央会、連合会、J A 香川県本

店への依頼数は別紙のとおりだと。

後援会員(署名)の確保は一万名。この対応は、

各連合会、農協、関係先に對して協力を要請する

ということです。

そしてさらに、これはまだ農政協の文書ですか。

私のところはそんなことはないなんて、農林水

産省としてこれをきちつと調査をして、そして再

発の防止をすべきあります。その調査をきちつ

とて、委員会に報告してもらいます。

○武部国務大臣 中央会も法律により人格を付

与された組織であり、他の法人と同様、目的遂行

に資する限りにおいて政治活動を行うことは認められないと考えます。

○武部国務大臣 今、松本委員は、選挙活動と

企画管理部へ文書を出して報告せよと言つて

いるのは、香川県の本店生活事業本部御中で文書

が出されて、そこの企画管理部長が各部(室長に

企画管理部へ文書を出して報告せよと言つて

いるのです。これは否定することはできないじやない

ですか。

○武部国務大臣 今、松本委員は、選挙活動と

企画管理部へ文書を出して報告せよと言つて

いるのです。これは否定することはできないじやない

ですか。

○武部国務大臣 や、後援会活動と選挙活動は違いますよ。(松本

(善)委員 「推薦します」というんですよ」と呼ぶ

推薦するといふことも、それは選挙活動じやありませんよ。

○松本(善)委員 それは、認める、こういうことをやつていいということですか。農水大臣の言いたいことは、こういうことは認められることだということですか。

○武部国務大臣 あくまでも節度を持つてやるべきことは違ひありませんけれども、その実態について私はそれは選挙活動だというふうには思いませんで、それが節度があるかどうかと云うことは、よく私、今の時点でわかりません。いずれにしても、個人の資格で行われているもの、かよ

うについては私はそれでは選挙活動だというふうには思いませんで、それが節度があるかどうかと云うことは、よく私、今の時点でわかりません。いずれにしても、個人の資格で行われているもの、かよ

うについては私はそれでは選挙活動だといふうには思いませんで、それが節度があるかどうかと云うことは、よく私、今の時点でわかりません。いずれに

も思ひます。

○松本(善)委員 今感覚で結構ですよ。これは認められることですか、認められないことですか。いけないことが、それともいいことか。どちらですか。

○武部国務大臣 ですから、今申し上げましたように、今見せられたばかりですから、中身について、どういう実態なのかということは今は正確に把握できませんから、認められるとか認められないとかという二者択一の答弁はできません。

私は、認められるか認められないかといふことは、私自身が判断する話ではないと思います。これは後援会活動であるということ、そして個人の資格でやっている、そういう政治活動であるということであるならば、私はそれは許されないことではない。しかし、節度を持ってやらなければなりませんことは、これは常識的に当然の話でありますから、それがどの程度のものであるかといふことは、私は、またよく事情を聞いた上でないことがあります。

○松本(善)委員 だから調査をすべきと言つてい るんですよ。だってこれは、企画管理部長が各部(室)長あてに、企画管理部に入党とそれから入会の結果を報告せよと言つてあるんですよ。そういうことは、あいまいな答弁をしているんじゃお話

にならないと思うのですが、本題に戻りましょ う。

こういう農協の体质、組織や事業にわたって、私は公私混同も甚だしいと思うのですよ。農業協同組合という立場からすれば考えられないことであります。これをやはり、組合員が主人公という視点から改善していくこと、農協の体质をそういう方向に変えることが大事なんと違いますか。

○武部国務大臣 昨日も申し上げましたように、いわゆる団体ぐるみの後援会活動でありますとか、そういうたることは、私は、決して多くの人の支持を得られるようなやり方ではないと思います。

○松本(善)委員 うものは、これは個人の資格でやる場合におきましては、何ら批判されるものはないと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、節度を持つてやらないと、よかれと思うことがかえつてマイナスになる、私はそう思つておりますし、これは今後、そういうたことは、私の立場からも注意を促すことにはやぶさかではありません。

○松本(善)委員 私は、プラスになるかマイナスになるかという観点じやなくて、守らなければならぬルールとして言つているんですよ。どうもそ

こがおわかりにならぬようですが、時間もありますから次へ進みます。

先ほど来も、不良債権の処理の問題、盛んに議論がございました。私はお聞きをしておりまし て、金融機関としての整備の観点からの答弁。不良債権の処理と最終処理、二、三年のうちにやるべきならぬことは、これは常識的に当然の話でありますから、それがどの程度のものであるかといふことは、私は、またよく事情を聞いた上でないことがあります。

○松本(善)委員 でいえば農地の取り上げですか。担保にしているのもみんなとつて、そして債権として処理するんです。それが不良債権の処理でしよう。さつきセーフティーネットということを構築していくとにならぬように。

小泉内閣、それをやるといふんです。そうしたたら、どういうふうにやるんだ、いわゆる倒産、

離農はどのくらい出るんだ、この影響はどうなるのか。総額は三兆円ぐらいですね。農協が一兆一千億ちょっと、信連が五千億ぐらい、農林中金が一兆二千億ぐらい、合計三兆円ぐらい。これは、本格的に最終処理をやつたら大変なことになりますよ。どういう見通しを考えているか。

○武部国務大臣 農協系統においても、緊急経済対策で示された不良債権処理の推進策について適切に対応する必要がある、私はかように思いますが、どういった展望を明らかにしないでこれをやる

というのではなくてもいい話ですよ。

私は、今の御答弁では、何にも考えていない、私は、恐るべき無責任さだと思います。——いや、ちょっと待て、だめだ。資料を出すのならないでですよ。だけでも、資料を読まなければそれがわからないような農水大臣では困りますよ。しかし、まあ答弁してください。(発言する者あり)

○武部国務大臣 まあまあ冷静に。冷靜に対応しなきやならぬと思いますが、三兆円三兆円と、何を、その三兆円はどの金額ですか。農業にどれだけあると松本委員は承知をしているんですか。

農業者の不良債権について、農協は農業者の、農協は協同組合組織でありますから、そのことを踏まえて適切に対応していく、こういう考え方があります。だから、何も考えていないとか無責任だといふわれはないと思いますよ。

○松本(善)委員 私の言ったものは、平成十一年度末のリスク管理債権状況の比較です。これは、農協は農林水産省の調べ、そしてその他は金融厅の調べ。これで、農協は一兆一千百七十一億、信連は五千三百九億、農林中金は一兆二千二十七億。

私は、この数字よりも、農水省がどういうふうにこれを把握しているかということを聞いています。その答弁がないから私は無責任だといふではありませんが、これはさまざま、農林水産省だけではないかもしれません、いろいろな角度からセーフティーネットということを構築していくと、いうことは言うまでもない事であります。

最終処理というのは、つぶすんですよ、債権として終わりにするんですよ、だから、できるだけそういうことをしないようにではないんですよ。それは最後まで担保をとつて、そして債権として終わりにするというのが最終処理なんですよ。それを小泉内閣は断行すると言つているんですよ。そうしたらば、どれだけの農家がそういうふうに終わるのか、そして日本の農業はどうなるのか、そういうことの展望を明らかにしないでこれをやる

というのではなくてもいい話ですよ。

私は、今の御答弁では、何にも考えていない、私は、恐るべき無責任さだと思います。——いや、ちょっと待て、だめだ。資料を出すのならないでですよ。だけでも、資料を読まなければそれがわからないような農水大臣では困りますよ。しかし、まあ答弁してください。(発言する者あり)

○武部国務大臣 まあまあ冷静に。冷靜に対応しなきやならぬと思いますが、三兆円三兆円と、何を、その三兆円はどの金額ですか。農業にどれだけあると松本委員は承知をしているんですか。

農業者の不良債権について、農協は農業者の、農協は協同組合組織でありますから、そのことを踏まえて適切に対応していく、こういう考え方があります。だから、何も考えていないとか無責任だといふわれはないと思いますよ。

○松本(善)委員 私の言ったものは、平成十一年度末のリスク管理債権状況の比較です。これは、農協は農林水産省の調べ、そしてその他は金融厅の調べ。これで、農協は一兆一千百七十一億、信連は五千三百九億、農林中金は一兆二千二十七億。

私は、この数字よりも、農水省がどういうふうにこれを把握しているかということを聞いています。その答弁がないから私は無責任だといふではありませんが、これはさまざま、農林水産省だけではないかもしれません、いろいろな角度からセーフティーネットということを構築していくと、いうことは言うまでもない事であります。

○松本(善)委員 私は、大変無責任だと思う。三兆円ですよ。三兆円で、では農家の不良債権はど

れだけなのか。

最終処理というのは、つぶすんですよ、債権と

して終わりにするんですよ、だから、できるだけ

そういうことをしないようにではないんですよ。

それは最後まで担保をとつて、そして債権と

して終わりにするというのが最終処理なんですよ。

それを小泉内閣は断行すると言つているんですよ。

そうしたらば、どれだけの農家がそういうふうに

終わるのか、そして日本の農業はどうなるのか、そ

ういうことの展望を明らかにしないでこれをやる

というのではなくてもいい話ですよ。

私は、今の御答弁では、何にも考えていない、

私は、恐るべき無責任さだと思います。——

や、ちょっと待て、だめだ。資料を出すのなら

いです。だけでも、資料を読まなければそれ

がわからないような農水大臣では困りますよ。し

かし、まあ答弁してください。(発言する者あり)

○武部国務大臣 まあまあ冷静に。冷靜に対応し

なきやならぬと思いますが、三兆円三兆円と、何

を、その三兆円はどの金額ですか。農業にどれだ

けあると松本委員は承知をしているんですか。

○武部国務大臣 まあまあ冷静に。冷靜に対応し

なきやならぬと思いますが、三兆円三兆円と、何

を、その三兆円はどの金額ですか。農業にどれだ

けあると松本委員は承知をしているんですか。

農業者の不良債権について、農協は農業者の、農協は協同組合組織でありますから、そのこ

とを踏まえて適切に対応していく、こういう考

えであつて、何も考えていないとか無責任だとい

うわれはないと思いますよ。

○松本(善)委員 私の言ったものは、平成十一年

度末のリスク管理債権状況の比較です。これは、農協は農林水産省の調べ、そしてその他は金融厅の調べ。これで、農協は一兆一千百七十一億、信連は五千三百九億、農林中金は一兆二千二十七億。

私は、この数字よりも、農水省がどういうふ

うにこれを把握しているかということを聞いて

います。その答弁がないから私は無責任だとい

ふではありませんが、これはさまざま、農林水産省

だけではないかもしれません、いろいろな角度から

セーフティーネットということを構築していくと、

いうことは言うまでもない事であります。

○松本(善)委員 私は、大変無責任だと思う。三

兆円ですよ。三兆円で、では農家の不良債権はど

れだけなのか。

さい。

○須賀田政府参考人 先ほど言われましたリスク管理債権の具体的中身については、私ども承知をしていないのですけれども、先生言われましたように、緊急経済対策で行います企業向けの不良債権処理と、農家への負債整理というのは別に考えたいみたいというふうに考えております。

○松本(善)委員 違うなら違うで、どういうふうに違うのか、その辺がやはり出てこなければならないと思うのですよ。私はそこが出なかたということを無責任だというふうに言つた。時間もありますから、本来のところをちょっとと聞こうと思います。農協合併の問題。

合併先にありきではないとさつき言われました。しかし、信用事業を行う農協に三人以上の常勤理事を置くことを今度義務づけているんですね。置けない農協をどうするんですか。これは普通は二人ぐらいでしよう。明らかに、合併しない農協だと小規模農協をつぶすという政策ではありませんか。合併先にありきではありませんか。

○武部国務大臣 お話しのとおり、最低三人の常勤理事の設置を義務づけることとしておりますが、小規模な農協の中にも、現在極めて優良な経営を行っているものがあるわけでありまして、貯金として農家組合員の大手な財産を預かっている以上は、破綻という事態は避けなければならない。

幾ら組合長が優秀でも、信用事業、販売事業、購買事業、営農指導といった複雑な、なおかつ高度な業務を一人で完璧に行なうことは実際上無理であり、こうした規制をかけることはやむを得ない。常勤理事を新たに設置する場合でも、自組合の金融担当職員が職員の身分のまま常勤仕事を務めることも可能でありまして、これにより、常勤理事の設置に関する過度の負担をある程度軽減できるものと考えております。

○松本(善)委員 それは、私がそういうことを言いますのは、過去もあるのですよ。合併促進のために、例えばある県では、合併しない農協

に対して、連合会の役員選挙における被選舉権を剥奪してしまうとか、ある県では、中央会の賦課

金徴収で一律割り部分を拡大して、小規模農協では負担することを困難にするとか、あるいは合併した農協の組合長だけ集めた組合長会議を開いて、合併しない組合の組合長は呼ばない、こういうことが公然と行われているのですよ。だから、これは合併先にありきなのではないかというふうに思われる。

私は、先ほど一番最初に言いましたが、やはり協同組合の信用事業のあり方、これを考へないで、やはり組合員と農協との信用関係、これを重視した貸し付け、そして貯金という点を重視すべきなのです。農協の規模だと役員の数を中心を考えるのは、それこそ本末転倒と違いますか。

○武部国務大臣 今先生みずからお話しされましたように、やはり農協というのは、組合員を第一に考へてつくられた組織であります。したがいまして、農協自体がその目的を遂行できないよう

な、そういう状況になつてはいけないわけです

ね。

○松本(善)委員 そうではないのですよ。金融機関として生き残るために、これが中心になります。

過ぎていて、そして農家のことがないがしろにされ

ている。この実態を指摘しているのです。

だから、私が調べた範囲では、例えば小規模農

協ほど経営は健全ですよ。貯金の平均残高、貸付

金平均残高、生産の購買や生活の購買など、販

売、長期共済の保有高、出資金のすべて、そつ

う点で、大きいほど平均以下です。そういう状

態になつてゐるし、それから大型の農協ほど、や

はり金融不祥事が多数起つてゐるのではないか

ですか。それはもう客観的事実だと思います。

私は、本当ならば、時間が十分にあれば、それ

も全部聞いて進みたいのですけれども、時間も限

られておりますので、もうちょっとお聞きしたい

と思います。

常勤役員の兼職、兼業の問題は、先ほどの問題

にもなりましたが、それで聞きたいのは、経営管

理委員会の委員は、兼職、兼業が禁止されるのか

どうか。これは局長でいいのです。

○須賀田政府参考人 経営管理委員会は、これまで定員五名以上ですべてのメンバーが正組合員としていました。今回の改正では、これを外して、正組合員以外も四分の一までは経営管理委員会に入れられますけれども、現行法でも、一戸複数加入によります。農水省は、青年部、女性部、生産部の代表なども経営管理委員会に加えたいとしております。

○松本(善)委員 それで奥さんや青年後継者も正組合員になることが可能であります。あえてこのようにする必要はどこにあるのでしょうか。

○須賀田政府参考人 先生お話しのように、青年後継者でござりますとか、女性が正組合員になれば、経営委員に今までになれるわけでござります。

ところが、実態を見ますと、その世帯の中で、例えば、おやじさんが正組合員になつておりますと、その奥さんでござりますとか、お子さんでござりますとかは、出資が必要でございますので、正組合員になつていないと、いう実態が多うござります。

そういう実態に即しまして、今回、経営管理委員にそういう青年後継者、女性の方もなれるようになりますけれども、四分の一までなら正組合員に、正組合員以外の方も四分の一までなら正組合員資格を与えるということにしたわけでござります。

○松本(善)委員 さらに、経営管理委員会に代表権の選任権を与えております。組合員の代表でもなく、組合員によつて選ばれた者でもない理事が、代表として日常業務の最高責任者になる、これは協同組合の原則を踏み外すことにならないか。

今金融機関化して、例えば、極端な例で言えば、銀行から持つてくるとか、そういうようなことになりますと、農協の本来の性質からすっかり変わつて金融機関になつていくのです。こういう危険はありませんか。これは大臣に聞きましたよ。

○武部国務大臣 農協というのは、民主的に運営していかなければならぬという精神のもとに、

○松本(善)委員 経営管理委員会は、これまで定

めました。

いま

す

い

と

う

で、合併を強要するというようなやり方は私はまずいと思いますよ。

しかし、それをみんなが望んでいる。そういう合併はどんどん進めた方がいいと思うし、私は合併だけではなくて、いつでも言つておりますよう

に思われる。

私は、先ほど一番最初に言いましたが、やはり協同組合の信頼事業のあり方、これを考へないで、やはり組合員と農協との信用関係、これを重視した貸し付け、そして貯金という点を重視すべきなのです。農協の規模だと役員の数を中心を考えるのは、それこそ本末転倒と違いますか。

○武部国務大臣 今先生みずからお話しされましたように、やはり農協というのは、組合員を第一に考へてつくられた組織であります。したがいまして、農協自体がその目的を遂行できないよう

な、そういう状況になつてはいけないわけです

ね。

○松本(善)委員 そうではないのですよ。金融機関として生き残るために、これが中心になります。

過ぎていて、そして農家のことがないがしろにされ

ている。この実態を指摘しているのです。

だから、私が調べた範囲では、例えば小規模農

協ほど経営は健全ですよ。貯金の平均残高、貸付

金平均残高、生産の購買や生活の購買など、販

売、長期共済の保有高、出資金のすべて、そつ

う点で、大きいほど平均以下です。そういう状

態になつてゐるし、それから大型の農協ほど、や

はり金融不祥事が多数起つてゐるのではないか

ですか。それはもう客観的事実だと思います。

私は、本当ならば、時間が十分にあれば、それ

も全部聞いて進みたいのですけれども、時間も限

られておりますので、もうちょっとお聞きしたい

と思います。

常勤役員の兼職、兼業の問題は、先ほどの問題

にもなりましたが、それで聞きたいのは、経営管

理委員会の委員は、兼職、兼業が禁止されるのか

どうか。これは局長でいいのです。

○須賀田政府参考人 経営管理委員会は、日常的な業務執行に当たつておりません。意思決定を何ヵ月かに一回、あるいは一ヵ月に一回というような会合で行つていくというようなことが予測されます

ので、兼業の禁止の対象にはしないつもりでござります。

○武部国務大臣 農協というのは、民主的に運営していかなければならぬという精神のもとに、

そういう組織形態になつてゐると思います。

しかし同時に、これは農協だけで生きていけない、そういう時代ですよ。ですから、金融の専門家の判断も必要ですし、必ずしも理事会や総会を開いて、そこで多數決で決めたことが絶対ということではない場合もある。

しかし、これは基本ですが、それだけにスピードにケース・バイ・ケースの問題について、しかもより民主的な形でみんなの総意で決定をしていくというようなことから、私は經營管理委員会というような存在価値というものが求められるのだろう、かように理解しております。

○松本(善)委員 金融機関としてやっていこうといふと、民主的な運営はやはりだめになつていくのですよ。それは、全体でそつなりますから。この問題の根源は、農協だけでは生きていけないと云ふのは、農業政策そのものが破綻しているのです。米価の下落、来年だつて下落しないという保証はないでしよう。それから野菜やなんかも、セーフガードの問題が盛んに言われているということは、それは農業經營そのものが困難になつてきているからこその事態が起つてゐる。これは指摘だけにして、質問を終わります。

○堀込委員長 次に、中林よし子君。

○中林委員 先ほどから、農協栄えて農業滅びるという言葉が幾たびか使われました。そこで私は、農業を滅ぼさない、農業を発展させる、その観点から、セーフガード問題についてお聞きしたいというふうに思います。

十日前に、私ども日本共産党は韓国を訪れて、セーフガード問題の調査を行いました。大臣は御承知だと思いますけれども、韓国では一九八七年、十四年も前から韓国貿易委員会、KTCを創設して、セーフガードの發動を推進してまいりました。私はそこに行つて、直接お話を聞いてまいりました。実に感銘深いものでございました。まず、体制がとてもしっかりと設けてあります。人員は五十人体制で、四課体制となつております。また、セーフガード調査申請、これは業界や団体、

省庁が申請できることとなつております。農産物の場合は農協が申請できます。申請が来た場合は、三十日以内に調査をする必要があるかどうかを審査を行い、その調査を基礎に産業に被害があつたかどうかを委員会で判定することになつてします。調査開始の検討の期間も非常に短いし、業界申請も認められているので、実際に使い勝手のいい仕組みになつています。

大臣、このKTCというものをどのように評価され、受けとめていらっしゃるか。日本もこのようないい仕組みに前進させる必要があるのではないかと思うのですけれども、その点、いかがでしようか。

○武部国務大臣 韓国におかれでは、一般の行政府から独立した機関が置かれているということは承知しております。

しかし、セーフガードに係る調査を行う機関のあり方については、各國がそれぞれの判断で決めるということは言つまでもないことであります。独立した機関の設置については、その必要性や、セーフガードを含めた各種業務の効率的かつ適正な執行のあり方などを総合的に勘案して考えていくべき性格のものではないか、私はかように思います。

農林水産省においても、セーフガードを始めその時々の重要な課題に適切に対処できるよう、今後とも、業務に応じた適切な人員の配置や体制の整備に努めておるところでございまして、韓国は韓国、日本は日本、それぞれのやり方があつてしまふに思ひます。

○中林委員 この問題は、私がきょう初めて提起をしましましたし、セーフガード発動要請が農業者の間からたくさん出ている間に、特に農水省の中でのどのような体制になつてあるかお聞きしたら、全部兼務でやつてある、専任体制はな

の間は当然、本来の業務が支障を來す、こういうことになりかねない、そこを私は大変心配もしてまいりました。

日本は世界最大の農産物輸入国です。そうであるならば、農水省の大臣として、私はもつと、こういう機関の方が客観的に判断できるなというふうで、むしろほかの閣僚にも働きかけていただきたい、そういうことを強く思います。

実際、この韓国のKTCの方々のお話を聞いて大変感銘を受けた点は、この機関が設立されてから十四年間、三十二件の申請があつたそうです。そのうち十五件について救済措置をとつた、つまり発動したということです。セーフガードについて、世界のピックフォーがございます。アメリカ、EU、カナダ、オーストラリアです。韓国貿易委員会は、制度を運用して十四年になるわけですがれども、セーフガード発動については日本よりもしっかりやつてゐる、こういうふうに、少し胸を張つて答えておられました。

大臣、世界的に、先進国はこうしたセーフガード発動体制を持つてゐるわけですね。私たちは、こういう調査研究をぜひ行ってほしい、そして体制確立について日本でも真剣に検討すべき、そういうときなのではないかというふうに思ひますけれども、いかがでしようか。

(委員長退席、鉢呂委員長代理着席)

○武部国務大臣 韓国で十五件、十五回発動があつたのですか。それは間違いありませんか。セーフガードの発動。セーフガードの発動、私も二回と承知しているのであります。その辺のところは定かではありませんが、先生がそうおっしゃるので、それはまたちょっと調べてみますが。

我が国といたしましても、農林水産省もそうですが、専任の職員を置くことがより監視体制を強化できるということになるのか、あるいはモニタリングについて、その方が有利なのかどうかといふことについては私はいささか疑問を感じます。

農林水産省の組織を挙げてこれに対応しよう

いうのが我が国の姿勢でありますし、なお、その中でもとりわけ本件については、近年非常に关心が高まつておりますし、監視品目についても十五品目ということに相なつていています。しかし、それに対応できるような体制、努力はしていますがなければならぬ、かような認識でございます。

○中林委員 これは、私がうそを言つてゐるのではありません。この貿易委員会の責任者から、直にこれまでの十四年間の経緯、もちろん、この十五を発動したということは農産物だけではあります、ほかのものも含まれております。

ただ、農産物についてははどのぐら発動しているのか、これをお聞きをいたしました。トウガラシ、ニンニク、タン塩、粉ミルク、豚肉の缶詰、トウモロコシ、それからこれは木製品ですけれども、木のはし、つまようじ、それからエビの発酵したものの、こういうふうに御報告を受けました。私もこれまで農水省や外務省から、韓国はどれだけ発動されているのかとお聞きしたときに、二件と聞いていたのです。実際にこのKTCでお話を伺つたら、これだけやつていていますよ、しかし申請がすべて発動になるわけではない、それはこの委員会でちゃんと調査をし、検討して最終決定を行ふのだ、こういう言い方でした。

韓国が、十四年前こういうKTCという体制をとつた、そのいきさつはどういうことだったのかとお聞きをいたしました。それはやはり先進国、ピックフォーと言われるところから学んだ、とりわけアメリカのITC、米国国際貿易委員会、これから学んだ、だから韓国としてもこれで十分とは思つていい、準司法機関の役割はしているのだけれども、しかし純然たる政府からの独立機関ということにはなつてないので、アメリカのように純然たる独立機関にすべきだとも思つてゐる、こういう話も伺いました。

韓国とのKTCのお話の中で、あるいは韓国ガードは世界に認められてゐるルールであり、日本政府が今回、セーフガード発動についてやられ

たこと、これは十分理解する、そういう立場を表明されました。お隣の国の政府でさえもセーフガードの発動を認めているわけです。

日本政府の立場、世界最大の農産物輸入国、そのことを考えていくならば、それは農水省として

全力を挙げてそのことに取り組んでいらっしゃるということはこの間の経緯を見てもよくわかります。しかし、本来の農水省としての仕事もあるわけですね。だから、輸入によって国内産業に影響が出ているのかどうか、これを客観的に判断する機関の設置というのが当然行われるべきではないのか、このように思います。

だから、今、武部大臣のお話を聞いて、何か前向きでないような感じを受けざるを得なかつたわけですね。そうすると、今セーフガード発動に向けて暫定で三品できるのですけれども、ほかのことにもっと発動してほしい、こういう各地の要望が出てきているのですけれども、ほかのセーフガードについてどのように対応していくうとされているのか、その方針があればお伺いしたいと思います。

○武部国務大臣　韓国のKTCは、WTO以後もそれだけの数があるのでしょうか。ガット時代には、いわゆる関税を上げるとかそういう措置ができるというふうに今事務方から聞きましたけれども。

いずれにいたしましても、私ども、韓国の問題はいざ知らず、初めに発動ありきじやありませんで、これはWTOのルールに従つて、国内関連法案に基づいた要件が満たされた場合にこういった発動をするわけですね。それにはしつかりした政府調査といふものもなければなりませんし、実際にセーフガードを発動したとしても、一定の期間が過ぎればこれは解かれることもあります。ですから、基本的には、農林水産省としては、構造政策ということをしつかりやっていかなければなりません、さような認識でございます。

そういう意味では、日本の場合に、政府内にこ

ういうものを設置しておりますから、外国、相手との交渉、折衝、そういうことも即できることがあります。そういうことからすれば、韓国のこととはわかりませんけれども、KTCが発動した後即、あの発動について政府が交渉するのじゃないのですか、その独立した機関が諸外国との交渉もやるわけじやないのだろうと思うのです。多分そうだろうと思いません。そういうことを考えますと、今の日本の底した上で、直近の事情、そういう輸入状況及び構造調整方策の検討等を踏まえて判断していくということが私どもの考え方でございます。

〔鎌田委員長代理退席、委員長着席〕

○中林委員　私は、この十四年間とすることを前置きをして言つたわけですね。WTO協定以後というのは、もちろん数字としてはあります。しかし、ガット体制以後ずっとこのセーフガードの制度については変わつていいのですよ。だから、あえて私は言つてしまひました。

日本の場合は、今回初めて発動されたということは、本当にとてもよかつたというふうに思いました。韓国も、これで国内産業が救えるとは思つていなければ、国際的な貿易ルールの中でとり得る最後の安全弁なんだ、こういう言い方もされ得ました。

だから、少なくとも、アメリカ、カナダ、オーストラリア、EUなどソックフォードというところでは、こういう独立機関を持つている。もちろん、それが決定したら、今度交渉するのはそれぞれの担当の政府ですよ。それは私も承知しています。韓国もそう言つておりました。だからこそ、客観的に調査ができる、発動がこれでいいのかどうか、そこを客観的に見る、そういう機関が必要だ。もちろん、学識経験者とかいろいろな方が、最終的には九人の委員で判定していくわけですよ。

だから、そういう機関、それは韓国だけではなくて、アメリカもある、オーストラリアもある、カナダもある、EUもあるということで、私がこれまでに概要を公表をいたしておりますが、現在、あわせてそれに対する再意見表明を受け付けておりますし、さらに、今ほど大臣から御説明いたしましたように、構造調整方策についての取りまとめとあわせて判断すべき状況にあるという

は、今後の日本の、世界最大の食料輸入国と言わ

れている中で、これだけ農家の皆さんのが苦しんでいます。そういう中では、当然体制の問題についてもぜひ前向きの検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、今言われた暫定三品目の問題なんですけれども、もう調査期間は終了していますしよ

う。にもかかわらず、本発動の決定がされない。

私は、これは本当に遺憾だというふうに思つて

いた。先般群馬県議会、続いて茨城県議会も全

会一致で本発動を求める意見書の採択が行われま

した。この方向は全国的に広がりつつあるわけ

すけれども、ぜひ本発動の決定を早くやつていた

だきたい。なぜおくれているのか、その理由について述べていただきたいと思います。

○武部国務大臣　今調査結果の取りまとめをして

いるところでございまして、利害関係者等からの意見表明、直近の輸入状況及び構造調整方策の検討等を踏まえつつ、判断することいたしております。

○中林委員　もう取りまとめは終わっているで

しょう。まだですか。当初、期間は、四月中に利害関係のあれもちゃんと聞いてと。もう六月に

意見表明、直近の輸入状況及び構造調整方策の検討等を踏まえつつ、判断することいたしております。

○西藤政府参考人　御説明いたします。

セーフガードの関係の調査につきましては、先

生御案内のとおり、昨年十二月二十二日にあれし

まして、それで一年以内に調査をするという仕組みになつております。

○武部国務大臣　先週、ワカメに関する民間協議

が北京で行われ、全漁連及び岩手県漁連、宮城県

漁連と中国側との間で、双方のワカメ養殖業の持続的発展と消費者への安定的な供給確保の重要性について、意見が一致したとの報告を受けております。こうした関係者の御努力は評価いたしたい

と存じます。

こうした民間間での話し合いは話し合いでし

て、農林水産省とともに、ワカメの輸入急増が我

が国ワカメ養殖に与える影響の大きさにかんが

み、輸入動向等諸般の状況を引き続きしっかりと監視し、関連する情報を総合的に判断しつつ、W

T-O関連協定及び関連国内法令に基づき、セーフガードについて適切に対応してまいりたい、かよう存じます。

ふうに理解をいたしております。

○中林委員　大臣、最終的にはいつごろ判断されますか。

○武部国務大臣　ただいま局長が答弁した趣旨が明確になつてからでございます。

○中林委員　一年以内、これだつて随分もう遅いわけですよ。暫定の期限ももう決まっておりますよ。だから、できるだけ早く本発動をしてほしい。四年間あるわけですから、構造調整もしないでいいけないとか、いろいろそこにはありますよ。国内をどうしていくかという対策、それも早く取り組んでいかなきゃいけないわけですから、大臣、事は急ぐというふうに思います。このように全国の農家の人が、「三品に限らないでほかのこともやってほしい」という要望がありながら、しかしこれで、ぜひ重く受けとめていただきたいというふうに思います。

ワカメ、ウナギについてですけれども、これは中国との間で協議が成立して、自主規制というようなことを報道されているわけですから、それで、実効措置として輸入が規制ができなかつた、そういうときは政府はどうされるつもりですか。

大臣、事は急ぐというふうに思います。このように全国の農家の人が、「三品に限らないでほかのこともやってほしい」という要望がありながら、しかしこれで、ぜひ重く受けとめていただきたいというふうに思います。

○中林委員 最後に大臣に提案したいというふうに思っています。

今回の調査を通じて、私は、この同じアジアのモンスター地域の中に住んでいた、それで農業もやつてある、そういうお互いの同士が共存していく道はないものかということを韓国でも申し上げたら、農林部の局長も、大変いいアイデアだ、考えてみたい、このようにおっしゃっていたんです。韓国の政府もそう考へる。実際にお会いした農家の人も、自分たちがつくっていることが日本の農民を苦しめる、そういうことはとても望んでいませんとおっしゃっているんです。

だから、日本の農家も韓国の農家の人も、あるいは中国の人も含めてですけれども、本当に足りないものを補い合っていく、そういう生産ができるものだろうか。そういうことを今後とも真剣に考えていただきたい。私どもも真剣に考えたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○堀込委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 農協法あるいは農林中金法の一部改正について、多くの議論がなされました。最後の質問に立ちますけれども、一時間という時間設定をされておりますけれども、政府から本当に正対した前向きな答弁がいただけるのならば、でなければいけ早く終わるように努力したいというふうに思います。そういう意味では本当に前向きな、本当に真剣な議論、答弁をお願い申し上げおきたいというふうに思います。

それで、的を絞って質問していきたいというふうに思っています。農協の果たしてきた今日までの役割とそれから今後の方向性について、この点に絞つて議論をしてまいりたいというふうに思います。

昭和二十二年の農業協同組合は、農民の、農村の民主化を実現して、そして、それを基盤として農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上を図るという、本来の設立目的はここにあります。

約五十二、三年たつて社会経済の状況が大きく変化している、そういう今日的な、歩んできた農協の道のりであるというふうにとらえています。

それで、大臣にお聞きしたいんですけども、これまでの地域農業の発展のために農協系統の果たしてきた役割、五十数年を振り返って、成果と反省点、いっぱいあると思うんです。このことをどうと教えているのか、この認識を冒頭お聞きしておきたいというふうに思います。

○武部國務大臣 今先生から民主化という話がありました。そういう意味では、農村社会が非常に民衆的で明るい農村社会に変わってきたということは高く評価できますし、一人が万人のために、これは成り立たないというふうに思われるであろうところも、例えば根室原野なども、そこは大原野だつたんです。そういうところも青々と大地が榮えております。そして、そこでみんな頑張っております。

そういう意味では、農協の果たしてきた役割といふのは、戦後の日本の民主主義というものを、あるいは地域の振興というものを発展させるための非常な原動力になった、かように思います。

しかし、一方において、日本の社会経済情勢の激変といふことに伴いまして、今日、農村が過疎化や高齢化に悩んでいるというような状況、そうしたことから農村地域が今危うい状態にあるといふことからして、従来の農協系統の事業や組織では、系統内外から批判が出ているといいますか、新たな期待に十分こたえられないといふ声が強く出ているというのが現状ではないか、かのように思います。

○菅野委員 そういう意味で、今日的な経済社会の状況の中で、それでは、農業者の協同組織としての農協系統を、五十年の成果と反省の上に、これから子供や孫たちにどう引き継いでいくべきか、その方針を持っておられるんでしょうか。その方針

のもとに今日の農協法の改正というものが提案されwithstandingると私は思っています。大臣としての、今後の農協組織の、農協系統のあり方のビジョンというものをしつかりと示していただきたいというふうに思っています。

○武部國務大臣 やはり食料・農業・農村基本法に基づいて、一言で言えば、自給率向上という目標を掲げて今農政全般の推進に当たっているわけありますけれども、そういうことを考えますと、農業分野における構造改革も思い切った徹底が必要だろう。

食料自給率に向けた生産システムをどうつくっていくか、このことについて言えば、意欲や能力のある経営体、専業農家の育成あるいは法人化と共に、本来ならば、いわゆる経済原則、市場原理だけではこんなところに産業は成り立たない、農業は成り立たないというふうに思われるであろうと、そこも、例えば根室原野なども、そこは大原野だつたんです。そういうところも青々と大地が榮えております。そして、そこでみんな頑張っておられます。

そういう意味では、農協の果たしてきた役割といふのは、戦後の日本の民主主義というものを、あるいは地域の振興というものを発展させるための非常な原動力になった、かように思います。

しかし、一方において、日本の社会経済情勢の激変といふことに伴いまして、今日、農村が過疎化や高齢化に悩んでいるというような状況、そうしたことから農村地域が今危うい状態にあるといふことからして、従来の農協系統の事業や組織では、系統内外から批判が出ているといいますか、新たな期待に十分こたえられないといふ声が強く出ているというのが現状ではないか、かのように思います。

○菅野委員 そういう意味で、今日的な経済社会の状況の中で、それでは、農業者の協同組織としての農協系統を、五十年の成果と反省の上に、これから子供や孫たちにどう引き継いでいくべきか、その方針を持っておられるんでしょうか。その方針

して、それを売る、これは全体で十兆円に満たないんですね、外食産業まで入れると八十兆円なんですね、いつも申し上げておりますように。ですから、生産、加工、流通、あるいは農業にかかる費用のものも必要でありまして、なかなか現実問題、一般的な金融機関がそういうものを支援するのもっと農村の皆さん方に活躍していただきたい。

そのためには、やはりそういう経済的な支援と、その他の産業という分野にも進出していいって、もっと事業ということも非常に重要な要素になります。そういう意味では、農協系統の信託をやつたときに、先ほど来御指摘ありましたように、今相当疲弊しているわけでありますから、その問題、大きな荷物をどうやって克服していくか、そういう問題を考えるならば、農協系統の合併といふことも、道路などもよくなりましたし、やむを得ないし、むしろ合併することによるメリットがあるのです。それで、農協系統の合併と同時に忘れてはならないのは、今、農村で悩んでいる皆さん方というのは、簡単に離農できるんだつたら離農した方がいいかも知れないと、町を離れられるなら離れた方がいいかもしない、しかし、この大地をこの自然をだれが継続し守っていくべきなのか、この資源を守り育てる、いくくいうことが農村の社会においても非常に重要な課題になってくると思います。

それから、都市居住者も含めて、やはり自然に返りたい、人と自然との共生社会というものを求めて、そういう願望もあります。こういった方々にもこたえられる新しい農村、農山漁村といふものを持つていく必要があるのでないか。農林水産省として、こういった明確なビジョンと、この問題点というのは、お互いに共通しているといふふうに思つております。しかし、その農政全般の中での農業協同組合の果たす役割というものを明確にしていかない限り、この法律案を改正したとしても、今後の農政に果たす農業協同組合の位置づけというものが不明確なまま推移していくならば、これからどんどん同じ方向に行くのではないかというふうに思つます。

○菅野委員 私の言つたのは、農政全般を議論する、これは後の方で私は議論したいと思うんですけども、この今日的な実情を踏まえて、農業者の協同組合としての、協同組織としての農協をどう位置づけていくのか、これを明確にしていかなければなりませんね、産業政策というものを強力に展開していく必要があります。こう思うんですね。今まで農業といえば、つくつて、そして育てて、収穫のとおりであります。

特に、前段申し上げました四五%といふことに絞つて議論をしてまいりたいというふうに思つます。先ほど先輩の松本委員が明確におっしゃつたと思うんですね。後でも触れますけれども、農

協というものが信用事業や共済事業にシフトして、いつてはいる今日的な実情の中で、本当に今日大きな課題を背負っている農政全般の中、農民の組織として農民に農協というものがびつたり位置づけられていくのかという大きな問題点があるといふふうに思うんです。

そういう意味から、平成十二年の十一月に「農政改革の方向」というものが議論されて、今日の農協系統の問題点を明らかにしながら、これから方向というものが議論されているといふうに思います。

そのことが今回の法改正の中にどう生かされていいるのかという疑問を抱かざるを得ないですが、端的に今その中で指摘されている事項として、社会経済情勢の大きな変化の中で、従来の農協系統の事業、組織では、内外からの期待に十分こたえられなくなっている、先ほど大臣もこのことをおっしゃっていました。そして、專業的な家族経営、法人経営と第二種兼業農家とに分化しが薄くなっている。これらを中心として多くの問題点が指摘されているんですね。私は、これを具體的に解決する方向を示していかない限り、農協というのは、農民離れ、農村地域から離れていく組織になってしまふんじやないのかといふうに思ふんです。

こういう現状を踏まえて、抽象論じやなくていいんです、農協を農林水産省としてこれからこういふ大事でありまして、組合員に対するメリットを最大限に發揮することが目的であります。これは今先生御指摘のとおりでありますし、今後は、地域

の農業者全体をメンバーとしてとらえ、農業者の當農支援に重点を置いてまいりたい、その上で地城農業全体の発展に向けた積極的な役割を果たしていくべきだ、このことが重要だ、かようには存じ思ひます。

○菅野委員 平成十二年の十一月に、「農政改革の方向」というものが議論されて、今日の農協系統の問題点を明らかにしながら、これから方向というものが議論されているといふうに思います。

そのことが今回の法改正の中にどう生かされていいるのかという疑問を抱かざるを得ないです。が、端的に今その中で指摘されている事項として、社会経済情勢の大きな変化の中で、従来の農協系統の事業、組織では、内外からの期待に十分こたえられなくなっている、先ほど大臣もこのことをおっしゃっていました。そして、專業的な家族経営、法人経営と第二種兼業農家とに分化しが薄くなっている。これらを中心として多くの問題点が指摘されているんですね。私は、これを具體的に解決する方向を示していかない限り、農協

の農業者全體をメンバーとしてとらえ、農業者の當農支援に重点を置いてまいりたい、その上で地城農業全体の発展に向けた積極的な役割を果たしていくべきだ、このことが重要だ、かようには存じ思ひます。

○菅野委員 平成十二年の十一月に、「農政改革の方向」というものが議論されて、今日の農協系統の問題点を明らかにしながら、これから方向というものが議論されているといふうに思います。

そのことが今回の法改正の中にどう生かされていいるのかという疑問を抱かざるを得ないです。が、端的に今その中で指摘されている事項として、社会経済情勢の大きな変化の中で、従来の農協系統の事業、組織では、内外からの期待に十分こたえられなくなっている、先ほど大臣もこのことをおっしゃっていました。そして、專業的な家族経営、法人経営と第二種兼業農家とに分化しが薄くなっている。これらを中心として多くの問題点が指摘されているんですね。私は、これを具體的に解決する方向を示していかない限り、農協

ただ、長い間かけて、五十年間かけて、その営農指導体制というものを農協が壊してきたと言つたら語弊がありますけれども、力を注いでこなされた。先ほど松本委員も質問してましたけれども、原因があると思うのですね。先ほど局長の答弁では、担い手、農家を一生懸命やつていこうとする人を中心として農協離れが進んでいます。それでは、どこに営農していくのですか、対象は。一方では、専業的家族経営や法人経営と第二種兼業農家の離婚が進んでいく、農村地域社会の中でそういう現象が起っているのです。

大臣も局長も決意として申されるのはよろしいのですけれども、今日の農協を取り巻く情勢の中で、営農指導を行える組織体をそれではどのようにつくつといかれるようとしているのですか。これは農協の、個々の単協の判断だということじゃないというふうに思うのです。びしつとした国としての理念をしっかりと提示していく中でそのことを追求していくしかない限り、私は、地域農村社会における、本来の目的を持つた農協というものがなくなつていくという大きな危機感を持つていて、この辺について、考え方を示していただきたいということなんですね。

○須賀田政府参考人 農協が近年営農指導員を減らしている、営農指導について必ずしも熱心でないといいう批判がある、この原因でございます。一つは、農協側の原因として、効率化というものを追求するということになつて、黒字経営を追求する余り、そういう部門から離れている営農指導という点は確かにあろうかと思います。それからもう一つ、営農指導というのが主として賦課金によって賄われているということがございまして、昨今の農業情勢から見て、なかなか組合員農家から賦課金を

たくさんいただく情勢にないというようなこと、農指導体制というものを農協が壊してきたと言つたら語弊がありますけれども、力を注いでこなされた。先ほど松本委員も質問してましたけれども、原因があると思うのですね。先ほど局長の答弁では、担い手を中心とした農協離れが進んでいます。それでは、どこに営農していくのですか、対象は。一方では、専業的家族経営や法人経営と第二種兼業農家の離婚が進んでいく、農村地域社会の中でそういう現象が起っているのです。

大臣も局長も決意として申されるのはよろしいのですけれども、今日の農協を取り巻く情勢の中で、営農指導を行える組織体をそれではどのようにつくつといかれるようとしているのですか。これは農協の、個々の単協の判断だということじゃないといいうふうに思うのです。びしつとした国としての理念をしっかりと提示していく中でそのことを追求していくしかない限り、私は、地域農村社会における、本来の目的を持つた農協というものがなくなつていくという大きな危機感を持つていて、この辺について、考え方を示していただきたいということなんですね。

○須賀田政府参考人 農協が近年営農指導員を減らしている、営農指導について必ずしも熱心でないといいう批判がある、この原因でございます。一つは、農協側の原因として、効率化というものを追求するということになつて、黒字経営を追求する余り、そういう部門から離れている営農指導

たくさんいただく情勢にないというようなこと、農指導体制といふことはありますけれども、それはおろそかにされてきたのではないか、これが実態ではないか。そして、そういうことなので、どちら手を中心とした農家が農協から離れていくって、そういう、こういう悪循環になつてているのではないか、というふうに私も認識しております。

今後どうするのかというお話をございました。先生から、昨年の農地法改正も、従来の、自分の労働の成果を公正に享受する家族経営というものが農業労働として最も適切な形態であるという、その基本的な考え方の中で農業生産法人の拡大というものを図つてきたわけですが、そういう法人経営を今度は含みまして、担い手とのネットワーク化というものを中心にして、農協が営農指導に重点を置かなくてはならないという基本的な考え方を今回樹立したわけですが、

ただ、それだけではなくなかなか事業が進まないと

いうことで、ではそれにかかる費用というのはどうするのかと、この営農指導にかかる費用というのは、農業賦課金、それでなければ各種事業の収益を充てるということになるわけですが、

そういうこともありまして、基本的な考え方として、営農指導に力を注ぐという方針を抱えながら、農協が行います各種事業の抜本的見直しによ

りまして、黒字事業についてはできるだけ収益を大きくする、赤字事業についてはその廃止を行つたりしていく。こういうことも、やはり営農指導

に力をつけたときに重要な視点ではないかとい

うことです。

そこで、効率化を追求する余り、大臣は非常に強調していますけれども、効率化を追求する余り農協合併に進んでいくんですよね。営農指

導体制の基本は、私はフェース・ツー・フェース

だと思うのです。地方自治体もそうなんですが、

地域住民と密接にかわりを持つ中で信頼関係を

得て、そういう営農指導体制というもの、農民と農協が信頼関係を取り戻す、そのためにはやはり

営農指導員と農家の人たちが顔と顔を突き合わせ

て、そして今日の実情をお互いに訴えながら進ん

でいかなければならない。一方では、効率化を追

求するために農協合併というものを推進してい

く、ここの大変な矛盾点をどう解決していくことが

り、そういう方向を農協として目指さなければいけないんだと言つていながら、最後はやはり農協本來の姿を取り戻すためには効率化を追求しなければいけないんだ、最後の答弁はそうですね。それではおろそかにされたのではないか、これが実態ではないか。そして、そういうことなので、担当手を中心とした農家が農協から離れていくって、そういう、こういう悪循環になつてているのではないか、というふうに私も認識しております。

今後どうするのかというお話をございました。先生から、昨年の農地法改正も、従来の、自分の労働の成果を公正に享受する家族経営というものが農業労働として最も適切な形態であるという、その基本的な考え方を今回樹立したわけですが、

ただ、それだけではなくなかなか事業が進まないと

いうことで、ではそれにかかる費用というのはどうするのかと、この営農指導にかかる費用というのは、農業賦課金、それでなければ各種事業の収益を充てる

ことになるわけですが、

そういうこともありまして、基本的な考え方として、営農指導に力を注ぐという方針を抱えながら、農協が行います各種事業の抜本的見直しによ

りまして、黒字事業についてはできるだけ収益を大きくする、赤字事業についてはその廃止を行つたりしていく。こういうことも、やはり営農指導

に力をつけたときに重要な視点ではないかとい

うことです。

そこで、効率化を追求する余り、大臣は非常に強調していますけれども、効率化を追求する余り農協合併に進んでいくんですよね。営農指

導体制の基本は、私はフェース・ツー・フェース

だと思うのです。地方自治体もそうなんですが、

地域住民と密接にかわりを持つ中で信頼関係を

得て、そういう営農指導体制というもの、農民と農協が信頼関係を取り戻す、そのためにはやはり

営農指導員と農家の人たちが顔と顔を突き合わせ

て、そして今日の実情をお互いに訴えながら進ん

でいかなければならない。一方では、効率化を追

求するために農協合併というものを推進してい

く、ここの大変な矛盾点をどう解決していくことが

か。このことなしには、私は営農指導体制の再確立というのにはあり得ないではないのかなというふうに思うのですが、この矛盾点をどう解決していこうとなさるのか、お聞きしたいと思います。

○武部国務大臣 確かに、マンツーマンで営農指導した方がいいに決まっていると思いますよ。だ

けれども、その指導する人の能力だとそういう

ものによっては、私はあの人への指導よりも三つ

向こうの町の農協のだれそれさんの話を聞くたい

ところの農協としての指針がなければ、ここから脱却していかないんじゃないですか。

農協法の事業の九番目か十番目に抽象的に記載されたことを、今度の法改正で第一項の一一番

先に持つてきて、このことを国として追求すると

いう理念の発信は、私はわからないわけではございません。ただ、その理念の発信だけで具体的な問題を向かつていくんだろうかということに私は疑問を持つていています。この農業指導体制の強化

に再度戻す、農協の本來の姿に戻す第一歩だといふことはわかっています。この具体的な中身が伝わってこないので、法改正した意味がないん

ではないのかなというふうに私は思えてならないんです。

○菅野委員 問題が根深いんだと思うのです。局長も明確に答弁できないくらい問題は根深いとい

うことだと思います。

というのは、営農指導員を減らしている原因は、冒頭申し上げました、効率化を追求する余

問題だと思うのですね。

そういうことをはつきりさせてくださいということなんです。

そして、営農指導体制がそれじやなぜ崩壊したのかということを含めて、その反省点の上に立つて、どうこれから再構築していくのか、その具体的な視点を示していただきたいということなんですね。

○武部国務大臣 私は先ほどそういう視点でお答えしたつもりなんです。先生は、それを国費を導入してやれということを申されているのではないと思います。やはり自主自立ということが大事であって、すぐれた営農指導員というものを求めていく、あるいはすぐれた営農指導体制というものを作り立てるためには、本当にそれにふさわしい人材とか、それは農協の中だけに求めることではないだろうと思いますね。

しかし、第一義的には、私どもは農協の役割の最も大事な部分として営農指導を取り上げているわけでございます。農協自体の改革を進めて、農業の経営改善ということが営農指導の強化と相乘的になっていくんだろう、私はかように思いまして、それだけにさまざま問題を解決していくかなきやならない。その一環で今回の法案を提出しているということを御理解いただきたいと思います。

○菅野委員 農協に求められているのは、一つは、営農指導体制をどう、かつては本当に営農指導でもつて地域農業の振興を図ってきた。そういう意味では、農協の果たした大きな役割というのはあるわけです。それが、農業の近代化に伴つてその部分がおろそかになってきたというところが正直言つてあるというふうに思っています。

それでどんどん農協の組合員離れという部分が進行していった今日の実情というのはわかるのですが、難しいと思います、これからやっていこうという部分は。ただ、そのことを真剣になつて國、自治体あるいは農協一体となつてやっていかなければならぬ大きな課題だということを申し上げておきたいと思っています。

それと同時に、もう一つは、地域農業振興機能の再構築、地域農業振興機能という表現を使っていますけれども、昨年の十一月に「農協改革の方針」で示されているのですが、地域農業振興機能の再構築に向けて、地域農業振興戦略的確に樹立できる組織体制が農協を中心求められているというふうに言つていいのですね。

このとおりだと思うのです。やはり、営農指導をびしっとやつしていく中から地域農業振興戦略といふものが農協は打ち立てられるのですね。ややもすれば、今までの信用事業や共済事業を中心としたそういう取り組みの中でこのことに目が向いていかなかつたというふうに私は思つています。これは、営農指導体制の弱体化の中で起つてきただことだと思っています。

ただ、これも含めて、これから強く農協と一体となつた行動に取り組んでいかなければならぬというふうに思うのですが、国としてこういう観点に立つて具体的にどう戦略を練つていくつもりなんでしょうか。このことをお聞きしておきたいと思います。

○須賀田政府参考人 地域農業戦略ということでお、農協系統自身が今後すべての農協で、地域の実情に即したものでござりますけれども、自給率の向上と所得の向上を目指した有利販売、これを旨といいたしました地域農業戦略をまず策定する。その地域農業戦略の実践のために、どうしても農産物の有利販売、マーケティング、こういうものが必要となりますので、農協系統としては生産販売企画専任者を配置いたしまして資質を上げていくという話。

それから、先ほど申しました、担い手とネットワーク化をいたしまして営農の相談体制を確立する。それから、生産資材につきましては、低コストの生産資材供給を行つていくことと、平成十七年度までに二〇%削減する。こういう方針を農協系統が打ち立てたわけでございます。

こういう農協系統の方針と、私どもが農業政策の中でも推進をしようとしております地域農業の再

編、生産対策あるいは経営対策、こういうものと相ましまして、この地域農業戦略が実のあるものになるというようにしていきたいと考えているところでございます。

○菅野委員 わかりました。

ただ、私、条件不利地域と準農村地帯の平場地域での農協のあり方はおのずと違つてくるというふうに思っていますし、やはりこれからは家族經營的な農業というものをしっかりと確立していくためには、条件不利地域の農業、そしてそこに対する農業指導体制というのもびしつとしていかなければ、食料自給率の向上も含めて、これから日本全体の農村地域社会は守られていかないんだという基本的な考え方を持つておられるわけです。

昨年から中山間地域への直接支払い制度が導入されてきております。この中山間地域直接支払い制度の現状について、まずお示しいただかないと思っています。

○木下政府参考人 中山間地域直接支払い制度の概要でございますけれども、特定農山村法など地域振興立法の農振地域 農用地域、指定地域の中で、傾斜等により農業生産条件が不利な農用地におきまして、集落協定等に基づきまして農業生産活動を行う農業者などに対しまして、平地地域との生産条件の格差の範囲内で交付金を支払うという趣旨のものでございます。

十二年度でございますけれども、現在全体の実施状況を取りまとめた上でございますが、概略的に申し上げますと、集落協定の締結数、全体で約二万六千というところでございます。また、対象の市町村でございますけれども、千七百の市町村でこの取り組みが行われております。面積で申し上げますと、約五十四万ヘクタール程度というような状況でございます。

○菅野委員 わかりました。

それでは、そこに補助金として支出している金額はどれくらいになつておられるのですか。

○木下政府参考人 事業費ベースで計上しておるものが七百億円、国費ベースでいきますと三百三十

億円というところでござります。

○菅野委員 わかりました。

国費ベースでいくと、三百三十億円条件不利地

域に直接支払いが行われているのです。

ただこの中山間地域直接支払い制度の中身、

今局長がおっしゃったように、やはり集落営農協

定というのが結ばれていかない限り、この事業が

地域に定着していかないという大原則があるわけ

ですね。

私は、直接支払い制度が中山間地域にびしっと

定着していくその条件は、市町村の取り組みも非

常に大事ですけれども、農協、地域農業の果たす

役割というものも非常に大きなものがあるという

ふうに思うのですね。

市町村と農協、それから中山間地域で當んでい

る農家の方々、これの一体化を図るために、私

は市町村じゃないと思うのですね、農協にこの役

目をびしっと担わせていく、そのことが今求めら

れているのではないのでしょうか。

そのことから、やはり条件不利地域における農

協の活性化というものを目指していく、そういう

道筋を今つけるべきだというふうに思うのですが、

これでも、これらについての考え方をお聞きしてお

きたいと思います。

○武部国務大臣 耕作放棄地を防止するために

は、集落における取り組みが必要であり、集落協

定を基本として推進しているわけであります、

お話しのとおり、集落協定の推進に当たっては農

協を含めた一体的な取り組みが重要だ、かよう

て認識しております。農協に対しても、集落協定の

推進に主体的に取り組むように今後も指導してま

りたいと思います。

○菅野委員 ちょっと質問が前後してしまって、

もう少し聞いておきたいんですけども、局長さ

ん、十一年度で二万六千集落という報告を受けま

した。それから、一千七百市町村、五十四万ヘク

タールという数字はお聞きいたしました。

私の地元でもそななんですが、中山間地域の条件に合致していても、集落営農協定の問題で、離

れたところでも、現在把握している段階で

農者が集落において多くいるということで中山間地域の直接支払い制度を見送ったという集落があるわけです。それは先ほど言つたように、大臣が今答弁したように、具体的にフェース・ツー・フェースでもってその地域に入つて制度の理解を求めていく、そういうところの取り組みが不十分だったということが原因でそういうふうになつてゐる部分もあると思うんですね。

これから営農指導体制を強めていく中でこれはふえていくんだというふうに思つんですが、そういう実情の中で十一年度、直接支払いを見送ったという状況をどういうふうにとらえているのか、役割的にとらえているのであればお示し願いたいというふうに思つています。

○木下政府参考人 中山間直接支払い制度の現状の中で御説明いたしましたけれども、協定の行われた市町村、千七百というふうに申し上げました。また、面積でそれとも、五十四万ヘクタールというふうに申し上げました。

このような結果になつたということにつきまして、一つは、この直接支払い制度が我が国農政史で、一つは、この直接支払い制度が農業の現場の取り組みが非常上初めての制度であります。また、この制度につきまして、市町村あるいは現場の取り組みが非常に大事だという点がございます。正直に申し上げまして、私ども、一昨年以来、この制度の普及、定着に努めたところでござりますけれども、まだまだ末端で十分な制度の理解に至つていないという点もあります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○堀込委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論は終りました。

も約三百の市町村が新たに取り組むというようなことも聞いております。したがいまして、十三年程度を見ますと、やはり相当程度、対象市町村、ほとんどの市町村で取り組みが行われるということを考えておりますので、今後一層、このような取り組みを通じてより一層幅広い定着を図つていきたいというふうに考えております。

○菅野委員 やはり農協法 私は、単に法律を改正すれば今日の農村社会が本当に生き生きとなつていくなんという、そんな甘い状況じやないといふことを切実に感じております。國、市町村、農協、そして地域社会の中で、本当に苦しいけれどもこれから精いっぱい頑張つていく、そういう情勢を醸し出すためにも、やはり農協の設立目的のためには、本当に営農指導というものが、今日的な経済状況の中でそのことが一番求められている課題だというふうに思つておりますから、関係者総力を挙げてこのことに取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○堀込委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○堀込委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論に入ります。

○堀込委員長 これより両案について討論は終りました。

第三に、中央会と農林中央金庫の機能、権限を強化することは、組合員主体の農協運営と単位農協が主役の系統組織という協同組合の民主的運営の原則に逆行するものと言わざるを得ません。当面する金融情勢への対応策とはいえ、早期は正のための自主ルールによって、強権的に信用事業の権限を奪い、信託や隣接農協に合併や事業譲渡させ、さらにはその勧告に従わないときは除名まで行おうとすることは、協同組合にあってはならないことがあります。

なお、さらにはその勧告に従わないときには除名まで行おうとするものは、賛成できません。

次に、農林中央金庫法案についてであります。

第一条に目的規定を設け、農林中央金庫が農林水産業の発展に寄与する旨を位置づけたことは評価するものであります。従来の貸出先業種を会員団体を中心限定列挙するやり方から、会員以外にも業務限定のない貸し出しを農水大臣の認可で認めようとする業務範囲の拡大は、際限のない融資につながる可能性を一層広げる危険があるとともに、農林中央金庫の系統金融としての性格を変質させることにつながるもので、賛成できません。

以上、両法案についての反対討論を終わりました。

○堀込委員長 これにて討論は終りました。

○堀込委員長 これより両案について順次採決に入ります。

まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀込委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、農林中央金庫法案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀込委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○堀込委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、一田孝治君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び21世紀クラブを代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業及び農村をめぐる情勢が大きく変化する中で、農協系統が、農業者の協同組織としての原点に立ち帰つて、組合員のニーズに的確に応えながら地域農業の振興等に積極的な役割を果たしていくためには、その事業・組織の見直し等の改革の推進が重要な課題となつてゐる。よつて政府は、両法の施行等に当たつては、農協系統がその使命を達成できるよう、左記事項の実現に向けて、その指導・監督に万全を期

すべきである。

記

一 組合員の當農支援が農業協同組合の本来事業であることを十分認識の上、當農指導事業の充実、生産資材コストの大削減、農産物の有利販売などに全力を挙げ、組合員の農業経営基盤が確立されるよう、農協系統の取組の二農協系統の事業運営に当たつては、担い手のニーズに対応し、スケールメリットが生かされる生産資材価格の設定など、利用しやすい事業展開に努めること。

三 青年・女性・法人経営者等農業の担い手の意向を組合運営に十分反映できるようにするため、これらの者の経営管理委員や理事への登用を積極的に進めること。

四 農協等において迅速かつ適正な経営判断を行い得る業務執行体制を確立し、農業者の利益の増進に資するため、常勤理事等については、学識経験者等の積極的な起用を図ること。

五 農協等の経営の健全性を確保するため、監事による監査、中央会監査、行政検査等の体制の一層の充実を図ること。特に、中央会監査については、公認会計士を帯同して行うなどにより監査法人と比し遜色のない監査を行うこと。

六 農協系統金融機関については、組合員等が安心して利用できるよう、問題農協等の早期発見・早期改善を軸とし、破綻することのない農協金融システムを早急に確立すること。

また、ペイオフ解禁が差し迫る中で、不良債権の最終処理と経営困難農協の解消に全力を挙げること。

その際、農林中央金庫は、信用事業の効率

化及び健全な運営を確保するため、中央会及び関係省庁等と連携しつつ、責任をもって信

用事業の再編強化の指導を行うこと。

七 農林中央金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする中核的な金融機関であることから、会員への資金の円滑な提供や預金の的確な運用等その機能が最大限に發揮されるよう、経営管理委員会の運用及び理事による業務の執行等に最善を尽くすこと。

また、貸出先の拡大に伴う会員以外への資金の貸付け等については、会員への円滑な資金の融通に支障が生じることのないよう適正務の執行等に最善を尽くすこと。

以上の方帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて既に委員各位の御承知のことろと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○堀込委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時三分散会

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○堀込委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀込委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

○堀込委員長 お諮りいたします。





平成十三年七月十九日印刷

平成十三年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局